

# 愛媛県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和3年 8月 策定

(令和3年12月 改訂)

(令和5年11月 改訂)

愛 媛 県

# 愛媛県過疎地域持続的発展方針目次

1	基本的な事項	1
	(1) 過疎地域の現状と問題点	
	(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針	
	(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
	(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	
	(2) 移住・定住の促進	
	(3) 地域間交流の促進	
	(4) 人材の育成を図るための対策	
3	産業の振興	13
	(1) 産業の振興の方針	
	(2) 農林水産業の振興	
	(3) 地場産業の振興	
	(4) 企業の誘致対策	
	(5) 起業の促進	
	(6) 商業の振興	
	(7) 情報通信産業の振興	
	(8) 観光又はレクリエーション	
4	地域における情報化	20
	(1) 地域における情報化の方針	
	(2) 情報通信基盤の整備	
	(3) デジタル化施策の展開	

5	交通施設の整備、交通手段の確保	22
	(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	
	(2) 国道、県道及び市町道の整備	
	(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	
	(4) 交通確保対策	
6	生活環境の整備	24
	(1) 生活環境の整備の方針	
	(2) 上水道、下水道等の整備	
	(3) 廃棄物の適正処理	
	(4) 消防・救急施設の整備	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
	(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	
	(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	
	(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	
8	医療の確保	28
	(1) 医療の確保の方針	
	(2) へき地医療対策	
9	教育の振興	30
	(1) 教育の振興の方針	
	(2) 公立小中学校等の教育施設の整備等	
	(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等	
10	地域文化の振興等	32
	(1) 地域文化の振興等の方針	
	(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	

11 集落の整備 .....	33
(1) 集落の整備の方針	
(2) 集落の再編整備と維持・活性化	
12 再生可能エネルギーの利用の推進 .....	35
(1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	
(2) 再生可能エネルギーの利用推進及び導入促進を図るための対策	
○ 過疎地域の概要（別表1～4） .....	37
○ 過疎市町別の人口推移（別表5） .....	41
○ 愛媛県過疎地域概要図 .....	42
○ 愛媛県広域計画圏域・交通通信圏図 .....	43

**【注釈】**

- ・ 本方針における過疎地域には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における特定市町村を含む
- ・ 今治市（一部過疎）における過疎地域の区別は次のとおり  
離島地域…旧吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村  
山村農山村地域…旧菊間町

## 1 基本的な事項

### (1) 過疎地域の現状と問題点

本県には、令和3年3月26日に成立した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて公示された過疎及び過疎とみなされる市町が11市町（5市、6町）、過疎とみなされる区域がある市町が3市町（1市、2町）、特定市町村が3市あり、県内20市町の85.0%を占めている。

#### ア 過疎地域の概要（別表1）

過疎地域の概要を別表1によりみると、総面積では3,737.16k㎡（令和3年国土地理院）で、県土の65.8%を占めているのに対し、人口は310,841人（令和2年国調）で県人口の23.3%に止まっており、人口密度も1k㎡当たり83人で、非過疎地域528人に比べて極めて低い状態にある。

また、県全体に対する過疎地域の年齢階層別割合をみると、65歳以上の高齢者が29.8%を占めているのに対し、15歳から29歳までの若年者は17.5%に止まっており、高齢化と若年者不足の状況を示している。

過疎地域が県全体に占める産業別就業人口の割合をみると、第1次産業は64.0%と大きな比重を占めているが、第2次産業は20.4%、第3次産業は22.4%と低くなっている。

また、令和2年の国勢調査に基づく、全国の過疎地域の就業者数に対する第1次産業の従事者の割合が13.7%であるのに対して、本県では17.6%と4ポイント程度上回っており、全国的に第1次産業の従事者の割合が減少傾向にある中、本県においては、依然としてそのウエイトが大きいといえる。

令和2年4月1日現在の過疎地域における道路の改良率は50.8%と県全体の改良率56.8%に対し低くなっており、無医地区数は県全体の85.7%と高くなっている。

また、教育の面では、過疎地域の小学校児童数は14,385人、中学校生徒数は6,635人となっており、少子化に伴い県全体として児童数・生徒数が減少傾向にある。

#### イ 人口の推移（別表2・別表5）

次に、過疎地域の人口の推移を別表2によりみると、5年ごとの人口減少率は、昭和40年代まで11%程度の高い率を示していたが、昭和45年から昭和50年間で4.8%に低下し、昭和50年以降昭和60年までの各5年間の減少率は、それぞれ1.9%と2.6%に鈍化した。しかし、昭和60年以降平成12年までの各5年間の減少率は

5.5%、4.8%、4.9%と再び5%程度で推移し、平成17年以降令和2年までの各5年間では、6.1%、7.0%、8.0%、8.9%と高くなっている。

この中で、注目すべきことは、別表5市町別の人口推移に示されているように、過疎地域17市町のうち、人口減少率が10%を越える自治体が、昭和40年から昭和45年では12市町であったのに対し、昭和45年から昭和50年では、5市町、昭和50年から昭和55年では2市町、昭和55年から昭和60年では1市と減少していることであり一定の施策効果が現われてきていることがうかがえる。

しかし、昭和60年から令和2年の各5年間で人口減少率が10%以上の市町が再び増加し、その他の大半の過疎市町についても減少傾向が続いており、依然として人口の減少が深刻な問題であることを物語っている。

なお、この間、人口減少率が10%以上の期間があった市町は9市町で、うち8市町において、いずれも2回以上あり、過疎地域17市町の中でも立地条件が極端に悪い一部の市町において、人口減少が顕著となっている。

#### ウ 高齢者・若年者人口の推移（別表3・別表4）

また、過疎地域の高齢者人口の推移を別表3によりみると、65歳以上の高齢者人口の構成比は、令和2年で41.6%と、県平均の32.5%に対し9.1ポイントも高く、その差は昭和35年の1.0ポイント、昭和45年の2.2ポイント、昭和55年の3.1ポイント、平成2年の4.4ポイント、平成12年の6.6ポイント、平成22年の7.4ポイント、平成27年の8.0ポイントと次第に広がってきており、過疎地域においては、一段と高齢化が進行していることを示している。

また、令和2年の国勢調査に基づく、全国の過疎地域（令和4年4月1日現在）における高齢化は、39.7%とされており、本県の過疎地域は、全国の状況と比較しても更に1.9ポイント高い状況にあり、65歳以上の人口が半数を超えた集落において、自治機能が急速に低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態に陥る問題が近年クローズアップされる中、本県の過疎地域においても、その懸念が広がっている。

更に過疎地域の若年者人口の推移を別表4によりみると、15歳から29歳までの若年者人口の構成比は、昭和35年では20.1%であったのに対し、昭和45年では19.5%、昭和55年では17.1%、平成2年では14.2%、平成12年では13.5%、平成17年では11.8%、平成22年では10.3%、平成27年では9.6%、令和2年では8.8%と増加する高齢者を支えるべき若年者の割合は減少の一途をたどっている。

また、全国的にも少子化問題が深刻となっている状況において、従来からの若者

を中心とした人口流出に加えて、今後、少子化に伴う自然減による過疎化傾向が一層進行することが懸念される。

#### エ 過疎対策の沿革等

これまで本県では、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法といった過去4回の旧過疎法に基づいて、過疎地域における交通通信体系、港湾等の生産基盤の整備や生活環境、保健医療、教育等の生活諸条件の整備について総合的・計画的な施策を推進してきた。その結果、道路改良率を平成26年度と令和2年度で比較すると1.8%上昇し、過疎地域における利便性の向上が図られたほか、各種公共施設が整備されるなどこれまで相当の改善が認められており、一定の成果が挙げられている。

しかしながら、非過疎地域と比較して未だに完全な格差是正までには至っておらず、若年者層を中心とした人口の流出と高齢化が引き続き進行しており、地域社会の活力低下が懸念される。

今後は、これまでのハード面を中心とした整備に加えて、その有効な活用方法を検討するとともに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においても、ソフト事業に過疎対策事業債が活用できる点を踏まえ、地域医療の確保、住民に身近な交通の確保、集落の維持・活性化等住民の安心・安全な暮らしを守るためのソフト面での各種施策を推進するほか、広域的見地から地域が一体となった取り組みが必要と考えられる。

#### オ 過疎地域の区別

本県の過疎地域は、その自然的・社会的特性により次の3つに区別することができる。(特定市町村含む)

##### ○ 離島地域(2市1町)

瀬戸内海のほぼ中央部に位置する越智郡島しょ部及び忽那諸島の一部で構成するこの地域は、柑橘類の主要生産地の一つとなっており、人口で過疎地域の8.4%(令和2年国調)、面積で5.5%(令和3年国土地理院)を占めている。

越智郡島しょ部の一部については、平成11年に瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)が開通したものの、周囲を海で囲まれ、しかも平地が少なく狭あいで、慢性的な水不足に悩まされるなど、自然的・地理的な悪条件が経済、社会の発展の大きな障害となっている。平成27年と令和2年を比較してみると、人口では

11.5%の減、若年者人口では14.3%の減であり、また、令和2年の高齢者比率では50.1%と、他の2地域と比較すると最も高い率を示しており、特に地域の活力低下が懸念される地域である。

○ 山村農山村地域（6市5町）

本地域は、高知県と隣接する山間地、比較的都市に近い農山村地域及び南予農村地域で構成され、人口で過疎地域の49.5%、面積では69.5%を占めている。

人口は、平成7年から令和2年の間に26.3%減少しているが、地域別の人口減少率を同期間で比較したとき、離島地域が40.3%、南予臨海地域が32.6%となっており、他の地域と比べると低くなっている。

しかしながら、平成17年から令和2年の各5年間の若者人口の減少率は18.6%、14.7%、15.5%と他の地域と同様に若年者層の人口減少が進行している。

○ 南予臨海地域（2市2町）

本地域は、本県の西南部に位置し、伊予灘及び宇和海に面した地域であり、人口で過疎地域の42.1%、面積で25.0%を占めている。この地域は本県特産の柑橘類の主要生産地を形成し、また、全国有数の生産量を誇る真珠、魚類養殖等の水産業も盛んであるが、平成27年と令和2年を比較してみると、人口は9.1%の減であり、依然として人口減少が進行しており、魚価や真珠の販売価格の低迷など、第1次産業を取り巻く厳しい環境の中、この傾向が続くかどうか予断を許さない状況にある。

このように、これら3地域は、それぞれ異なった特性をもっているが、現在、次のような共通の問題点を抱えている。

- 産業構造の偏りによる他地域との所得格差の拡大
- 人口、特に若年者層の流出に伴う地域活力の低下
- 極端な高齢化に伴う社会機能の減退
- 地理的・自然的条件等に起因する社会基盤整備の遅れ
- 空き家、遊休公共施設、耕作放棄地等の増加
- 担い手不足、集落の小規模化による集落機能の弱体化

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針

過疎地域においては、人口の減少率が一時鈍化傾向を示していたが、県全体の人口減少に伴い、再び上昇しており、依然として若年者層の流出と、高齢化の進行により



地域社会の活力低下が懸念されている。

しかし一方で、過疎地域は、下流域の土砂災害の防止、水源の涵養、森林による二酸化炭素の吸収など、都市部を支える重要な役割を果たしており、過疎地域が健全に維持されることは、都市住民を含めた県民全体の安心・安全な生活に寄与することにつながる。また、過疎地域は、豊かな自然環境や景観、固有の地域文化に恵まれ、安らぎや安心を求め、地域での生活等を希望する都市住民のニーズに応える場でもある。

このため、今後は、過疎地域の住民の安心・安全な生活を維持するため、ナショナルミニマムの確保を図るとともに、地域自らが地域の特性を十分把握し、自らの創意工夫により、豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギー、安心・安全な食料の供給、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用した個性的で魅力ある地域づくりを実施し、地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることにより、真の持続的発展を目指す必要がある。

この基本的な方針を実現するために、各分野において作成される計画等との整合を図り、連携しながら次の施策を推進する。

#### ア 産業の振興及び雇用の拡充

第1は、若者に魅力ある産業の振興及び雇用の拡充である。

まず、過疎地域の基幹産業である農林水産業については、地域の実情に応じた生産基盤の整備、消費者ニーズに対応した高付加価値・高収益農産物の生産、農商工連携や6次産業化への取り組み、生産性の向上及び経営の合理化、個性的で競争力のある銘柄産地の形成や新たな流通システムの確立や販路開拓を推進して、魅力と競争力のある農林水産業の育成を図る。また、後継者としてだけでなく、地域の持続的発展のけん引者としての、多様な担い手の確保・育成を図る。

次に、地場産業については、各地域の特産物等の資源の有効活用、新商品開発や高付加価値化、複合的経営手法の導入、人材の確保・育成などにより、地場産業や伝統産業の持続的な振興及び活性化に努める。

そして、道路等の交通通信体系や産業団地の整備、産学官による連携強化を図るなど産業立地の条件を整え、地域の発展の核となる雇用吸収力のある先端技術産業を誘致するとともに、過疎地域においても、地域密着型ビジネス、農業生産法人や企業など多様な主体による地域資源を活用した農商工連携や6次産業化など、農林漁業者と中小企業者の連携によるビジネスなどの起業化の促進やそのために必要な

人材育成に努める。

さらに、地域の歴史・文化・自然を活かした個性的で特色ある観光資源の発掘・育成、広域観光ルートの開発・PRなど、交流新時代における観光・レクリエーション産業の振興や産業、雇用の創出につながる森林資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築に努める。

なお、これら産業の振興に当たっては、森林や農地の有する多面的機能を考慮し、自然環境との調和に十分配慮する。

#### イ 子育て環境の確保・高齢者対策の推進及び福祉の向上・増進

第2は、出産や子育て等に関する様々な負担感や不安感を軽減し、妊産婦や乳幼児への保健対策を充実させ、子どもを生みやすく育てやすい環境の確保と高齢者が地域社会を支える貴重な人材として貢献し、生きがいをもっていきいきと暮らせるような高齢者対策の推進である。

保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談できる環境を確保し、妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に総合的に取り組む。

また、健康で活動的な高齢者に対しては、就業、ボランティア活動・コミュニティ活動、生涯学習等の社会参加への機会づくりを積極的に推進し、高齢者をはじめ全ての人が地域において安心して健やかに自立して暮らせるよう、健康づくりの推進や、ケア施設等の整備、介護保険制度を始めとする高齢者を地域で支え合う地域包括ケアシステムの確立を図るとともに、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進する。

#### ウ 都市地域と過疎地域の交流促進

第3に、都市地域と過疎地域が機能的に相互に補完し合うとともに、広域的な連携を視野に入れた地域に活力もたらす開かれた地域間交流の促進である。過疎地域を、自主創造的な余暇活動の場、あるいは、活力充足や心身の癒しの場、また、体験・ふれあいの場、居住の場として、他地域との産業・文化・観光等の各分野における交流を活発に展開する。豊富な自然や貴重な歴史的・文化的遺産等を活用し、テーマ性や物語性のある個性的で多彩な観光・レクリエーションづくりを実施するとともに、イベントや地域の祭の活用のほか、広域観光ルートの形成及びこれらの情報の発信を県内外に行うなど、人・もの・情報の流れを拡大し、地域の活性化を推進する。

さらに、地域の多彩な自然を生かし、グリーン・ツーリズム等滞在・体験型の広

域観光ルートの開発・PRなどに努め、交流人口の拡大を図る。

また、過疎地域においては、集落活動の担い手が減少している現状を踏まえ、都市住民によるボランティア活動を契機とした集落と都市との継続的な交流を図る。

#### エ 個性豊かな地域社会の形成

第4に、個性豊かな地域社会の形成である。今後とも、都市部と格差のない高次の医療、教育、生活環境、情報サービス等が享受できるよう交通通信体系や生活環境、医療・教育の整備や情報化に努めるとともに、都市地域からのUJIターンや移住者の受け皿となるべく、住宅環境の整備や安全で快適、魅力的でゆとりある生活空間づくりに努める。

さらに、再生可能エネルギーの利用推進、美しい景観の整備や地域文化の振興等を推進し、個性豊かな地域づくりに努める。

加えて、住民自らが地域の課題を洗い出し、住民主体による地域づくりを進めていくため、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりを促進するとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の導入など、過疎地域を維持・活性化させるための人材力の強化を図る。

各地域ごとの基本的な方向は次のとおりである。

#### (離島地域)

島しょ部の生活福祉の向上や離島性からの脱却を図るため、中枢的な港湾及び港湾機能を有する漁港の整備拡充、離島航路の維持、離島架橋、島内道路の体系的整備の推進を図る。また、離島地域固有の地域資源を活用した人的・物的交流を積極的に推進していく。

越智諸島地域においては、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）により、産業の振興、住民生活の利便性の向上、中国地方を含めた広域交流の促進等が図られているほか、サイクリングイベント等の開催により地域の活性化に大きな効果をもたらされており、今後これら振興策の更なる推進を図る。

特に、産業の面においては、まず農業について、主要作目である柑橘、花き等の栽培について、しまなみ海道を活用した都市近郊型農業としての産地形成を図る。また、水産業については、資源管理型漁業を推進するとともに、新しい養殖魚種の開発及びその販売ルートの開拓を展開する。

また、観光面においては、第1級の観光資源である瀬戸内しまなみ海道の特色を生かすとともに、地域の歴史文化と自然を活かした観光拠点の整備や農林水産業の

観光化などを推進し、広域的な見地を含めた都市地域との交流による地域の振興と活性化を図る。

#### (山村農山村地域)

農山村における居住環境を向上させるため、生活道路、集落排水、公園など身近な生活基盤の整備を行うとともに、基幹道路等をはじめとする社会・産業基盤の整備についても推進するほか、圏域の中核都市との連携の強化に努め、地域資源や特産品を活かした新たな産業おこしを図り、雇用機会の創出や定住環境の充実を図る。

特に、この地域の基幹産業である農林業については、就労環境の改善を図りながら農業の高付加価値化や、都市部に近い平地部での野菜・花きの栽培や山間部での冷涼な気候を活かした高原野菜等の栽培、南予地域での落葉果樹栽培や酪農・畜産業の育成に努めるほか、恵まれた森林資源を有効に活用するため、川上から川下まで流域が一体となって新たな森林産業を創出するなど、流域林業社会の構築を図る。

さらに、自然環境の保全に留意しながら、地域資源を活用したふるさと産品・むらおこし産品の開発等による農畜産物加工業等の振興や新たな産業おこしを図る。

また、石鎚山系や四国カルスト等における山岳・高原型の観光施設の整備充実に努め、都市地域との交流拡大を図る。

#### (南予臨海地域)

本地域は、平地が少なく山が海岸まで迫っている典型的なリアス式海岸地帯であり、この地形的な制約の中で古くから様々な工夫と努力により、柑橘類の段々畑での生産や、入り組んだ入り江を利用した真珠や魚類の養殖など個性的な生産形態をつくり上げてきた。特に八西地域や吉田地区は全国有数の柑橘類の銘柄産地となっており、将来にわたる高品質みかんの銘柄産地としてのブランドの保持・強化を推進する。

また、宇和海沿岸部においては、マダイ、ブリ類、真珠・真珠母貝等の海面養殖が盛んに行われているが、近年の生産過剰や消費の伸び悩みによる魚価や真珠の販売価格の低迷など厳しい状況となっており、その対策が緊急の課題となっている。今後は、地域の特性を活かした水産加工業の振興のほか、真珠加工業の育成やブランド形成に努める。

### (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎地域の持続的発展のためには、それぞれの地域特性に応じたきめの細かい対策が必要であるが、これを単独の地域として扱ったのでは効果的な整備は期待できない。したがって、過疎地域における計画・事業の実施に当たっては、地方拠点都市地域基本計画や定住自立圏構想・連携中枢都市圏など広域的な視野にたった計画・構想を踏まえ、施策相互間の有機的連携に配慮しつつ、諸施策を積極的に推進する。

特に、公共施設等の整備に当たっては、広域的視点に立ち、中核となる都市との機能分担、連携に留意し、地域特性に応じた体系的な整備や老朽化対策にも努めるものとする。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

過疎地域は、人口減少と少子高齢化の急速な進展や地域を支える産業の衰退に伴い、特に若い世代における都市部への流出が顕著である。

こうした課題に対応し、過疎地域を活性化するためには、都市部からの多様な人材の確保による移住・定住の促進や地域の担い手となる人材の育成、過疎地域とその他の地域間の継続的な交流を促進していくことが重要となる。

このため、過疎地域に人を呼び込めるよう移住・定住しやすい環境整備を促進するとともに、産学官及び農商工連携により、地域に働く場所を創出し、若年者へのきめ細かな就職・起業支援等を通じて地域の担い手の確保を図り、地域課題を解決する人材の育成に取り組む。

### (2) 移住・定住の促進

本県の過疎地域は、瀬戸内の豊かな海に囲まれた島嶼部、日本の原風景が残る里山と古い町並みなどの歴史的な文化遺産が共存する農山村地域など人々の生業と暮らしが息づく環境にある一方で、条件不利地域であるがゆえに、若い世代の人口流出に歯止めがかからず、少子高齢化も著しく進み、地域の担い手不足が深刻化している。

このため、市町や関係団体と連携しながら、受け入れから定住に至るまで切れ目のない重層的な支援を行い、若い世代を中心に、地域を支える担い手の呼び込みを強化する。

近年、大都市圏における地方移住への関心が高まる中、過疎地域における雇用・就労、居住環境、生活の利便性などの移住不安の払拭に向け、移住コンシェルジュの配置や地域おこし協力隊OB人材を活用した移住相談機能の強化をはじめ、各種移住フェアや移住セミナー、移住体験ツアー等の開催を通じ、自然環境や子育て環境に恵まれた愛媛暮らしの魅力を訴求し、大都市圏住民の移住行動喚起を図る。

また、デジタルマーケティングの手法を活用して、移住潜在層等に対する効果的な情報発信を行い、本県への新たな移住希望者を開拓するとともに、移住サイトの充実による情報発信力を高めるなど、デジタル技術を戦略的に活用し、人材誘致の加速化を図る。

さらには、求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用した雇用と移住のマッチング支援に努め、ふるさと愛媛Uターンセンターとも連携した若年層への就職支

援を実施するほか、農林漁業団体と連携して多様な新規就業者を確保するため、必要な情報発信や技術習得の支援に取り組むなど、就業・就農支援の充実を図る。

特に、人口減少が進む南予地域での移住者受け入れの仕組みづくりを推進し、人が人を呼び込む好循環を創出するなど地域活力の再生を目指す。

このほか、「オール愛媛」体制で移住・定住促進の取組みを進めるため、愛媛ふるさと暮らし応援センターの機能強化を図るほか、市町が取り組む移住者の住まいの確保や時代のニーズに対応したソフト・ハード両面での移住・定住等促進事業への支援を行う。

### (3) 地域間交流の促進

上記(2)で取り組む移住・定住の促進に加え、若い世代の人口の流出と著しい少子高齢化の進行により閉鎖的になりがちな過疎地域にとって、外部からの様々な刺激は地域の活性化のために極めて重要になっている。

このため、地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁(関係)が将来的な移住のきっかけとなることが多いことから、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組む。

また、近年の通信技術の躍進や働き方改革を契機に、都市部の労働者が地方で働きながら休暇を楽しむワーケーションの需要が伸びつつあることから、多様な地域資源や既存公共施設等を有効活用した受入態勢を構築することにより、休暇活用・事業創造・地域課題解決型等の地域に合ったワーケーションを推進し、都市地域等との交流拡大を図る。

さらに、近年では生活スタイルの変化に伴い、テレワークや兼業・副業を実施するなど多様な居住スタイルが普及する中、二地域居住者も地域の新たな担い手として、交流拡大と受け入れに向けた支援の充実を図る。

このほか過疎地域においては、集落活動の担い手が減少している現状を踏まえ、引き続きボランティア活動を契機とした集落と都市との継続的な交流を図る。

### (4) 人材の育成を図るための対策

人口減少や少子高齢化等の著しい過疎地域において、地域力の維持・強化を図るためには、地域づくりの牽引役となるキーパーソンや地域の担い手となる人材の育成が特に重要な課題となっている。

このため、県内の先進事例や地域づくりの手法を学ぶ実践的な研修や県内各地の地域づくり活動者との交流を通じて、地域づくり活動の中心となる人材のスキルアップや将来にわたる幅広いネットワークの構築を支援するほか、大学とも連携し、地域課題の研究を通じて地域人材の育成を図る。

また、移住者を地域に受け入れる仲介役となる集落支援員や移住コーディネーター等に対する交流研修や情報交換を通じた連携強化を図ることにより、地域の関係者を巻き込んだ移住者受入態勢を構築し、地域の多様な主体を繋げ、かつ、地域外とも調整・橋渡しできる人材の育成に努める。

さらに、過疎地域で地域課題の解決に取り組み、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊には、産業支援機関等と連携して農林水産業への就業や起業の支援を行うとともに、地域おこし協力隊OB団体の育成強化を通じた県内の隊員の活動支援を充実させることにより、任期終了後の定住を促進し、地域における担い手の育成を図る。



### 3 産業の振興

#### (1) 産業の振興の方針

本県の産業は、地理的条件あるいは産業開発の経緯から、地域によりそれぞれ異なった特色を持っており、大きく東予・中予・南予の3地区に区分される。東予では基礎素材型産業を中心とする工業及び平坦地農業、中予では商工業及び中山間地帯での農業、南予では果樹栽培、養殖業等の農林水産業が主産業となっている。これらの発展過程及び現状を踏まえながら、諸計画との調和を図りつつ、基盤整備のみならず、情報提供や人材確保、市場流通等の施策にも積極的に取り組み、各過疎地域における産業振興対策及び地域経済活性化のための条件整備を進めていく必要がある。

このため、農林水産業においては、生産基盤の整備と維持・保全、多様な担い手の確保・育成、競争力のある個性化産地の形成、新たな流通システムの確立等に取り組む。

製造業など地場産業の振興については、恵まれた自然や豊富な農林水産物など地域に存在する優れた資源を見直すほか、新たな資源を掘り起こしながら、異業種による交流や産学官の連携、デジタル技術の活用などを通じて、モノやサービスの生産性・利便性の向上や新しい分野への挑戦などに取り組む企業等を育成する。

また、農林漁業者と中小企業者の連携によるビジネスなどの創業の促進やコミュニティビジネスの展開など地域に密着した新たな産業おこしに取り組むほか、地域資源を最大限に活用した企業誘致や情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等にも努める。

なお、産業基盤整備、特に海上輸送の拠点である港湾施設の整備については、地場産業関連物資や生活物資を取扱う施設、フェリーや旅客船に対応した施設、港内の漁船等を集約するための小型船だまり、港湾周辺の緑地等の整備を進める。

また、恵まれた自然環境を保全しつつ、これを優れた観光資源として活用した観光開発を推進するとともに、整備が進められてきた交流拠点や遊休施設等を活かした地域産品の新たな流通・販売チャンネルの構築を図るほか、複合的経営手法の導入を図り、地場産業等とも連携して、地域全体の産業の高付加価値化の実現に努める。

#### (2) 農林水産業の振興

本県の過疎地域における農林水産業は、急傾斜地帯が多く、水不足と狭あいな耕地など、生産条件に恵まれていないうえ、就業者の農業以外への流出や、就業人口の高

齢化が進み、生産基盤の脆弱化を招いている。

このような厳しい生産環境のもとで、地域特性を生かした魅力と競争力のある農林水産業の育成を図るため、個性的な産地の形成や効率的な流通システムの確立、商品の特色を生かしたブランド化の促進、農商工連携や6次産業化への積極的な取り組み、優良農地の確保と有効利用に必要な生産基盤の整備を推進するとともに、過疎地域の活性化をけん引する意欲ある多様な農業者の育成・確保、農山漁村の生産・生活を支える女性の地位向上のための環境整備、高齢農業者がその能力を十分発揮できるような支援の充実強化等を図る。

また、農林水産研究所との連携のもと、農林漁業関係普及組織の指導により、生産性の向上及び農林漁家経営の合理化を図る。

さらに、農林水産業の持続的発展を図るためには、潤いと活力に満ちた農山漁村の形成が不可欠であることから、定住環境の整備や地域の個性・資源を活かしたグリーン・ツーリズム等のソフト事業を活用した都市との交流を促進するほか、多様な就業・所得機会の確保や住民協働力の形成による地域コミュニティの再生を推進し、住民が豊かさを実感できる地域づくりを目指す。

ア 農業部門では、本県特産の柑橘をはじめとして、適地適作を基本に品質の向上に努めるとともに、多彩な銘柄産地の育成を図る。

また、農業経営の多角化・複合化、農地の利用集積及び作業の効率化等を図るうえで欠かせない生産基盤については、それらが有する公益的・多面的機能を発揮し続けられるよう、地域特性に配慮しながら、ほ場、かんがい排水施設、農道等の整備・更新等を進めるとともに、耕作放棄地の解消を図る。

さらに、集落を単位とした、土地、機械、施設、労働力等の農業資源の効率的な活用や、作目間の有機的な補完結合によって地域や農家形態の特性を生かした複合経営の推進などの営農指導に努めるほか、消費者ニーズに対応した完熟栽培や有機・減農薬栽培等の個性化商品、健康指向に即した機能性食品の開発、農商工連携や6次産業化等により、高付加価値・高収益農業の実現を目指す。

イ 林業部門については、戦後、造成されたスギ・ヒノキ等の成熟した人工林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の安定供給・加工・流通・販売まで、戦略的かつ総合的な取組みを推進するとともに、県産材製品等の需要開拓に努め、健全な森林づくりと環境に優しい木材の利用拡大を図り、林業を成長産業に育成することを目指す。

そのため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入、担い手の確保・育成、木材の安定供給体制の整備などを一体的に進める。

また、主伐を段階的・計画的に導入することで県産素材の増産を図り、県内木材加工業へ安定供給し、業界の競争力を向上させるなど関連産業を振興するとともに、低コスト化技術の開発や地域資源を利用できる人材の育成などにより、森林資源の循環利用と山村地域の雇用を拡大し、山村地域の活性化を図る。

ウ 水産業部門については、本県水産業を魅力ある産業としていくため、生産重視から収益性の高い漁業へ転換すると同時に、次代を担う若い漁業者を経営と販売力を身に付けた資質の高い漁業者に育成する積極的な対策に重点的に取り組み、「収益性の高い漁業への転換」、「力強く有能な担い手づくり」の実現を目指す。

特に、養殖業においては、魚種の多様化や複合養殖等を推進するとともに、魚価の向上と経営の安定を図るため、農商工連携、海外市場を視野に入れた水産物の新たな販路開拓に取り組む。

また、漁港や漁村の良好な自然環境を生かし、県民に親しまれ、都市地域との交流が図られる漁港漁村の整備を推進する。

さらに、各部門を通じて生産物の付加価値を高めるため、加工利用技術の開発を進め、広域的流通体制の整備を促進する。

### (3) 地場産業の振興

本県には、製紙、紙加工、タオル、アパレルなど全国的にも有数の地場産業があり、生産はもとより、研究開発、デザイン、流通販売などその産業に関連する幅広い機能の整備を図り、地場産業の活性化に努める。

過疎地域における地場産業の振興を図るため、地域の原材料・労働力を活用した産業の掘り起こし、地場産品に関する新商品開発・高付加価値化に努めるとともに、長期かつ低利の中小企業向け融資制度などにより、地場産業の体質強化及び経営安定に取り組む。

地域別には、離島地域では、地元で水揚げされる水産物の付加価値を高めるため、漁業者自ら或いは漁業協同組合単位で取り組める一次加工技術の開発を行い、地域特産品の創出を図るとともに、既存の特産品も含めた販売力を強化するほか、造船業の人材育成・確保に努める。

山村農山村地域では、果樹、畜産物、高冷地野菜、花き、工芸作物、まゆ、林産物

等地域資源を活かしたアグリビジネスを振興し、農・林産物の高付加価値化を図るとともに、ふるさと産品・むらおこし産品の開発等による農林畜産物加工業や地域の特産品産業の振興と新たな産業おこしを図る。

南予臨海地域では、真珠・ブリ類・マダイなどが全国有数の生産量を誇っており、真珠の加工業育成やブランド形成に努めるほか、ブリ類やマダイなどの養殖魚の加工による付加価値の向上、量販店、外食産業、海外市場など販路の開拓、拡大を図るとともに、豊かな水産物を使った練製品等の水産物加工業の支援にも取り組む。

#### (4) 企業の誘致対策

過疎地域にあつては、輸送や企業用地等の産業立地条件に恵まれていないことから、産業集積が低位に留まっており、雇用先が増えないことから人口流出の一因ともなっている。

このため、愛媛の風土や地域特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域とともに発展していくことが見込まれる優良企業の誘致に向け、情報収集力と営業力を強化し、愛媛の魅力のPRを一層推進するとともに、立地環境の整備にも努め、地域経済の活性化を図る。

具体的には、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域の特性に応じた業種をターゲットにした誘致を基本に、過疎地域ごとの特徴や強みを生かしながら、更には産学官金や農商工など新たな連携も構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発、創業に向けた企業誘致の取組みを促進する。

さらに、進出企業と地場産業との連携強化も図りながら、地域社会の活性化に努めるとともに、農山村地域については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による優遇措置等を活用して、地域の特性に応じた企業の立地に努める。

なお、企業の誘致にあつては、地域住民の生活環境と自然環境の保全に十分配慮する。

#### (5) 起業の促進

本県の開業率は、近年、廃業率を上回るものの全国平均を下回る状況が続いており、県経済の持続的発展のため、起業（創業及び新事業展開）の促進を図ることが重要な課題となっている。

このため、創業からその後の定着・成長までをオール愛媛で支援する「愛媛グロー

カル・フロンティア・プログラム」を推進するとともに、本県の新事業創出のための中核的支援機関である（公財）えひめ産業振興財団に、技術・経営面などの豊かな専門知識を有する人材を配したワンストップ相談窓口を開設して、インキュベートルームや創業準備室、同財団に組成した「えひめ中小企業応援ファンド」の運用益による各種助成事業や支援事業等を活用しながら、創業・起業化、研究開発、商品化・事業化、販売促進など企業活動の各段階のニーズに応じた総合的な支援を行う。

また、本県では、同財団を中核に、商工会議所や金融機関をはじめ、大学、県産業技術研究所、各地の商工会など、オール愛媛の中小企業支援体制「えひめ・ビジネス・サポート・ネットワーク（通称：チームえびす）」を結成し、創業希望者や中小企業者を一体的に支援しているが、この取り組みを更に充実させ、過疎地域を含めた県下全域の起業を促進する。

過疎地域の持続的発展や活性化に向けては、地域の中に新たに経済活動を作り出すという視点で、地域住民自らが地域の魅力ある資源や地域のニーズを掘り起こしビジネスとして展開する地域密着型ビジネス、農業法人や企業など多様な主体による地域資源を活用した農商工連携や6次産業化など、農林漁業者と中小企業者の連携によるビジネスなどの起業を促進することとし、ファンド事業等の積極的な活用を図るとともに、ビジネスシーズの発掘、ビジネスプランのブラッシュアップ、販路開拓など切れ目ない支援を行う。

このほか、産学官の連携促進や情報関連人材の育成等に取り組むほか、低金利融資制度等により、金融面からの支援を図る。

## （6）商業の振興

過疎地域における商業拠点の組織化が遅れ、街区としてはっきりとした区分がない商店街、経営者の高齢化や大型店との競争の激化により活力が低下し、あるいは今後、基本的な商業機能の維持が不安視される商店街、近年整備された産地直送販売施設等との回遊性が十分に確保されていない商店街が見られるなど深刻な問題を抱えている。また、移動手段が限られている高齢者を中心に日常の買い物に苦慮している住民も見受けられるような現状である。

このような現状分析を踏まえ、地域商店街活性化法に基づく事業活動など、商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活利便の向上のための取り組みや高齢者向け宅配サービスなど近隣住民の基本的な商業ニーズに応える機能の強

化、地域の食や特産品を活かした商品開発、インターネット等を活用した電子商取引などの促進を図る。また、商店街と大型店の共存共栄を目指し、地域の特色を活かした商品の販売や商品開発を図るほか、道の駅等と連携した地域行事に併せたイベントを実施し、地域内外からの集客拡大を促進するなど、過疎地域における商業の振興を図る。

#### (7) 情報通信産業の振興

近年、デジタル技術は急速に発展しており、人口減少や高齢化が急速に進む過疎地域において、次世代に向けた情報通信産業を振興することは、地域経済の担い手不足や地域活力の低下等の課題解決につながることを期待される。

このため、産学官金が連携し、県内企業におけるAI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の先端技術の導入・活用を支援する体制づくりを促進することで、労働力に限りがある過疎地域での生産性の向上と、付加価値の高い新製品や新サービスの創出、デジタル技術の活用から生み出される新産業の育成を図るとともに、過疎地域の実情に応じた通信ネットワークを柔軟に構築できるローカル5G等に関する研究開発を進め、県内企業による5Gを活用した技術開発を促進することで、今後の企業誘致や移住促進に繋げるなど、過疎地域の持続的発展に努める。

#### (8) 観光又はレクリエーション

観光は、観光旅行者による消費の拡大や就業機会の増大など、観光産業にとどまらず、農林水産業、製造業など幅広い分野に波及する効果を生じさせ、地域経済の発展に貢献する役割を担うとともに、訪れる人々の評価を通じて県民が自らの地域の良さを再認識し、地域への誇りと愛着をはぐくむことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。

また、昨今、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方やライフスタイルの変化に伴い、観光レクリエーションに対するニーズも安全・安心を重視し、アウトドアアクティビティや自然景観を志向する傾向が強くなっており、過疎地域が有する豊富な自然環境や安全で新鮮な食糧などの資源を活用しながら、観光レクリエーションや地域間交流の受け皿となることが期待されている。

このため、過疎地域においても、魅力ある観光地づくりや交流人口の拡大を図ることにより、活力ある地域社会を実現するため、「えひめお接待の心観光振興条例」に

より、次のような施策を積極的に推進する。

ア 観光旅行者の誘致を効果的に行うため、観光資源の広域的かつ有機的な連結を図るための取組を促進する。

イ 観光旅行者の再度の来訪への意欲を高めるよう、もてなしの向上及び観光旅行者に迷惑をかける行為の防止に関する取組を促進する。

ウ 地域の魅力を知り、及びその認識を深めるための情報の提供及び学習機会の確保に関する取組を促進する。

エ 地域の魅力を観光の観点から見直し、及びその活用を図り、並びに観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供を確保するための取組を促進する。

オ 観光旅行者への良質なサービスの提供が確保されるよう、観光に従事する人材の育成に関する取組を促進する。

カ 高齢者、障害者、外国人等のすべての人々が安心して快適に観光を楽しむことができる環境の整備に関する取組を促進する。

また、国際定期便が就航している韓国、中国及び台湾を中心に、海外からの観光客誘致にも積極的に取り組むほか、安全で快適なサイクリング環境の整備・拡充により、サイクリストによる交流人口の拡大を図る。

## 4 地域における情報化

### (1) 地域における情報化の方針

デジタル技術やデータの利活用が急速に進展し、情報化を前提とした住民本位のデジタル変革（DX）の重要性が高まる中、本県において「誰ひとり取り残さない」DXを推進するため、条件不利地域におけるインターネット利用環境の向上、携帯電話不感地域やテレビ・ラジオ難視聴地域の解消、ローカル5Gの導入など、情報化を支える通信基盤の整備を促進するとともに、県民本位のデジタル化施策を幅広く展開することで、県民生活の質の向上や新たな価値の創造による地域経済の活性化等を図る。

### (2) 情報通信基盤の整備

情報通信基盤は、情報化、ひいてはDX推進に不可欠であり、インターネットについては、民間事業者による整備・運営を原則としつつ、特に離島や半島、中山間地域など、採算上の問題から超高速ブロードバンド基盤の整備が進みにくい地域においては、FTTH（加入者系光ファイバ回線）、CATVインターネットなどのほか、必要に応じてBWA（広帯域移動無線アクセスシステム）をはじめ無線技術等を用いた手法の導入を検討するなど、整備・運営方式（民設民営、公設民営等）を含め、地域のニーズ・特性に応じた情報通信利用環境の整備を支援する。

また、携帯電話不感地域の解消のため、関係市町が実施する基地局施設や伝送路施設の整備等を支援するとともに、テレビ・ラジオ難視聴地域の解消に向けたテレビ放送共同受信施設やラジオ放送中継局などの整備についても、関係機関と連携して必要な対策を講じる。

さらに、産学官が連携し、ローカル5Gを含めた次世代情報通信基盤の整備促進にも取り組み、居住する地域にかかわらず、誰もがデジタル化の効果を最大限享受できる環境整備に努める。

### (3) デジタル化施策の展開

県民生活に密接に関連する行政・暮らし・産業の三つの分野において、過疎地域を含む全県下での幅広いDXを推進し、「県民本位のスマートえひめ」「安全・安心のデジタル共生社会」「デジタルで飛躍する地域経済」の実現に向けて、県デジタル総合戦略に基づくデジタル化施策を総合的・計画的に展開する。

ア 「県民本位のスマートえひめ」を実現するため、インクルーシブ（包摂）の観点



を意識しつつ、サービスデザイン思考に基づく行政運営に努め、時間、場所を問わず最適な形で行政サービスを受けられる県民本位の行政のDXに取り組む。

また、デジタル技術を活用した業務の効率化・省力化等に向けて、業務の可視化やBPR（業務改革）、行政手続きのオンライン化等に県が率先して取り組み、これまでに築き上げてきた県と市町との連携体制を活用することで、県と市町の協働による推進を図る。

イ 医療、福祉、防災、交通、まちづくり等、日常生活に関わるあらゆる分野で、全ての県民が意識することなくデジタル技術を活用し、安全・安心に生き生きと過ごすことのできる暮らしのDXを推進する。

特に、頻発する自然災害へ備えるための防災・減災対策や、防犯・交通安全対策へのデジタル技術の積極的な活用を図るとともに、ICT教育の普及・定着等により、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指す。

また、各種データの収集と利活用により、個々のライフステージに応じた生活設計を容易にするとともに、地域コミュニティの活性化を図ることで、生活の利便性や快適性の向上を実感できるよう取り組む。

ウ 県内各地域で育まれてきた産業の特性や強みを生かし、更に伸ばすことを意識しながら、コロナ禍を踏まえた「新たな日常」にも対応した強靱でしなやかな産業のDXに取り組む。

特に、「愛のくに えひめ営業本部」による営業活動や、デジタルマーケティングで培ったノウハウ等を生かしつつ、県と市町が一丸となった取組みを展開するほか、県内企業による新規ビジネスや県外企業等による実証実験に対しても、官民共創デジタルプラットフォームや官民共創拠点等を最大限活用した「オール愛媛」の体制の下、ワンストップで支援し、各種プロジェクトの創出を図ることで、地域経済の活性化につなげる。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

過疎地域は、概して地理的諸条件に恵まれておらず、かつ圏域内中核都市や高速交通とのアクセス、地域住民の生活に不可欠な生活道路など、総じて交通体系の整備が遅れているところが多く、このため、国道、主要地方道など基幹道路の整備やこれらの道路と接続する地域内道路網の整備を進めることが重要となっている。

特に本県においては、県土が東西に長く、また県都松山を中心とした一極集中化が顕著化してきている。

このため、広域交通ネットワークを構成する高速自動車国道等の整備を促進するとともに、過疎地域においても持続的な圏域の形成が図られるよう、これらに連絡する国道、県道、市町道についても重点的かつ効率的な整備を進める。

特に、過疎地域において基幹的な役割を担う市町道・農林道・漁港関連道については、路線の重要性、事業の規模等を考慮し、県代行事業等により整備を促進する。

地域住民の通勤、通学、通院など日常生活のために利用される交通機関である路線バスや離島航路については、維持・確保さらには利便性の向上を図るとともに、JR各線等の地域鉄道については、地域に密着した鉄道として、公共交通活性化の観点から、地元市町とともに鉄道の利用促進と路線の維持・存続を図る。

なお、地域にとって最適な交通体系を実現するためには、地域をあげた取り組みが必要であることから、行政・交通事業者・住民等で構成する「愛媛県地域交通活性化推進会議」を設置し、利用者の視点から地域交通のあり方を検討する。

### (2) 国道、県道及び市町道の整備

過疎地域にとって道路整備は、地域の活性化、定住と交流を促進し持続的な圏域形成を図るうえで不可欠であることから、「愛媛道ビジョン」等に基づき、「重点化」及び「効率化」をキーワードとして整備に取り組むとともに、道路インフラの老朽化対策についても、メンテナンスサイクルの取組みを進め、的確な維持修繕、更新に取り組む。

#### ア 県管理道路（国道（指定区間外）、主要地方道及び一般県道）

過疎地域における県管理道路の改良率は、令和2年4月1日現在で70.6%と、県管理道路全体の72.4%より低くなっており、円滑な交通を阻害している離合困難箇所等の解消等、地域における喫緊の課題を抱えたところから効率的な整備に努める。

## イ 市町道

過疎地域の市町道については、令和2年4月1日現在、道路改良率が43.6%、道路舗装率が82.7%となっており、重要な市町道から順次改良及び舗装整備を進める。なお、整備促進に当たっては、国の補助事業、県代行事業等により、計画的な整備を図っていく。

### (3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

過疎地域における農道、林道、漁港関連道の整備は、地域農林水産業の活性化、農林漁業者の定住促進を図るうえで、不可欠な要素である。

このため、本県では、土地改良事業、林業構造改善事業、林道整備事業、漁港関連道整備事業等を推進し、農林水産業の生産基盤の改善に多大の成果を納めてきたが、今後とも、引き続き既設道の改良、舗装等を含め、生産基盤の近代化を図るため、計画的な整備に努める。

### (4) 交通確保対策

過疎地域における路線バス等生活交通の確保は、地域住民の日常生活にとって極めて重要な問題である。

特に、高齢者や児童等の通院・通学等に欠くことができないバス路線については、国、市町、事業者及び利用者等の関係者による「愛媛県地域交通活性化推進会議」を設置し、地域の実情に応じた路線の編成に努めるほか、必要に応じて県単独の補助金等により助成を行うなど、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバスやデマンド交通、過疎地有償運送など、新たな輸送サービスの立ち上げについても支援する。

また、離島における通勤、通学及び生活物資の輸送など住民の生活に欠くことのできない航路についても、運航欠損額に対する助成などにより、その維持・確保を図る。

## 6 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備の方針

過疎地域においては、地理的条件による制約があるものの、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全はもとより、近年、豊かな自然環境の魅力や、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築における農山村地域や森林の果たす役割が積極的に評価されてきたところである。

そのため、環境破壊を防ぎ、安全・快適で魅力ある生活定住環境と持続可能な社会を実現するため、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、水道施設、生活排水処理施設等の整備や廃棄物の発生抑制・リサイクルの取り組みを促進し、環境への負荷を低減する。

また、愛媛県住生活基本計画に基づき、公営住宅の整備、確保等を図る。

さらに、火葬場についても整備の促進に努める。

### (2) 上水道、下水道等の整備

過疎地域の水道施設（上水道、簡易水道等）については、令和元年度末の普及率が95.0%で、県平均の93.3%に比べ1.7ポイント上回っているが、今後も引続き推進を図る。

また、各市町においては、水道の事業統合や料金の適正設定等により事業運営の安定化を図るとともに、広域連携や官民連携等により水道の基盤強化に努める。

なお、地理的に恵まれない地域においては、渓流水等小規模水源の有効利用を図るなど、水源の確保に努める。

下水道や合併処理浄化槽などの処理施設の整備については、県内全市町を対象に生活排水対策を推進するため、第三次愛媛県全県域生活排水処理構想に基づき計画的な整備を図る。

特に、下水道は、快適で潤いのある住環境の形成及び河川・海域等の公共用水域の水質改善を図る上で、重要な社会資本であり、過疎地域における定住促進の一助となることから、社会資本整備重点計画に基づいた整備を促進する。

なお、過疎地域で下水道事業を実施しているのは、令和3年4月現在で、6市4町であり、技術的助言や国費の活用などにより、下水道の整備を促進する。

その他、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設などの地域の特性に応じた効率的な生活排水処理施設の計画的な整備を図る。

また、上水道、下水道施設等の新規整備に加え、耐災害性強化、維持管理・改築・修繕の一体的な最適化を図り、持続的な事業運営を確保する。

### (3) 廃棄物の適正処理

廃棄物については、生活環境の保全上支障が生じないように、発生抑制、再使用、再資源化、適正処理を基本とし、ごみの分別徹底やリサイクル活動への取り組みを支援・推進するなど、地域の実情に応じた効果的・効率的な資源循環システムの構築を促進するとともに、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を含む）の計画的な整備に加え、維持管理・改築・修繕の一体的な最適化を図り、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保する。

また、都市部からの廃棄物の違法な流入を防ぐため、不法投棄未然防止の態勢を整備する。

### (4) 消防・救急施設の整備

過疎地域においては、人口減少や少子高齢化の進展等の社会環境の変化に伴う消防団の担い手不足、消防水利の不足等への対応が緊急の課題となっている。このため、機能別消防団員や女性消防団員等の拡充を図るなど消防団員の確保に努めるほか、市町村消防施設整備計画に基づき、国の補助制度などの活用により、耐震性貯水槽、消防団設備等について、充足率の低い地域から積極的に整備するとともに、整備済み施設の損傷・劣化等を把握し費用対効果の高い維持管理を行うなどにより、消防力の一層の充実強化に努める。

また、消防本部や、消防団間の広域相互応援体制を確立するとともに、救急救命士の計画的な養成に向けて消防（局）本部に助言をするなど応急救護体制、知識及び技術の普及に努める。

さらに、消防指令業務の共同運用などの消防事務について、消防の広域化と整合を図りながら消防（局）本部間の連携・協力を推進するとともに、広域応援体制や災害時の要配慮者の支援等の充実により地域防災力の向上を図る。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県の過疎地域における高齢者比率は、41.6%（令和2年国勢調査）と県全体の32.5%に比べて高い状況にあり、在宅福祉に重点を置いた高齢者対策は緊急の課題となっている。

このため、愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各地域のサービスニーズに即応した地域密着型施設の整備や在宅サービスの充実を図るとともに、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを推進し、きめ細かな福祉サービスの提供に努める。

また、高齢者を地域社会を支える貴重なマンパワーと位置付け、積極的な就労や社会参加を支援するとともに、「介護予防」の取り組みや健康づくり施策の充実に努めるなど、高齢者をはじめとするすべての人が健康で生きがいをもって安心して暮らせる環境づくりを推進する。

さらに、児童福祉の向上を図るため、保育施設の整備及び機能の充実に努める。

併せて、障がい者福祉施設の整備を図る。

### (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

健康で活動的な高齢者の増加に対応し、その生きがいづくりについて、老人クラブを中心に助成事業等を活用して、ボランティア活動、コミュニティ活動等を通じた社会参加をはじめ、趣味、スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習等へ参加できる条件の整備に努める。

高齢者が要支援・要介護状態となることの予防又はその悪化の防止を目的として市町が実施する予防給付・地域支援事業における介護予防事業が効果的なものとなるよう支援する。また、各市町が地域のニーズに応じて行う生活支援事業や過疎地域での交流拠点となるデイサービスセンター、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の整備、活用の支援に努める。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの必要なサービスを一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町の取組みを支援する。

さらに、認知症の早期発見や認知症サポーターの活用等による認知症高齢者への支援、高齢者の移動・交通手段の確保や新しい総合事業による生活支援の推進のほか、

介護を必要とする高齢者を支えるため、県在宅介護研修センターの利用促進や介護サービス事業者・人材の確保に努める。

介護サービス基盤の整備については、高齢者が介護を要する状態になっても出来る限り住み慣れた地域や家族で自立した生活が継続できるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置くこととし、愛媛県介護保険事業支援計画で定めた、介護予防の拠点から重度の要介護状態に対応する入所施設に至るまで、介護サービス基盤の整備を計画的に推進していく。

### (3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域では、若年者層の流出に伴い、児童数の減少も顕著であるが、将来の地域の担い手が育成されるよう本県の子ども・子育てに関する総合的な計画となる「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に努める。

県内の全ての子どもと子育て家庭に、良質な幼児教育と放課後児童対策を含めた保育サービスを提供するとともに、身近な地域で様々な支援が受けられる体制を推進するため、各地域においては、教育と保育を一体的に提供する認定こども園や幼稚園、保育所等について、地域の需給バランスを考慮した適正配置や、計画的な整備を図るほか、児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の確保のため、放課後児童クラブや児童館の整備を行う。

また、各市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後保育等の多様な保育ニーズへの支援事業や、地域子育て支援拠点設置など地域の実情に即した事業を推進し、地域における子育て支援の機能や設備の充実を図るとともに、保育サービスネットワークの構築等を支援する。あわせて、保育サービス等における質の向上や多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図るため、人材育成についても取り組む。

さらに、少子化の主たる要因とされる晩婚化・未婚化対策として、結婚を希望する独身男女に出会いの場を創出するため、「えひめ結婚支援センター」を核に、企業・NPO・市町・ボランティア等と連携し、イベントやお見合い事業を通じて結婚を支援していくとともに、市町と連携した若年層等に対する地域の実情に応じた結婚支援事業の推進を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 医療の確保の方針

本県の過疎地域における保健医療については、地域医療に従事する医師等医療従事者の確保・定着促進、医療提供体制に対する支援及び医療の質の向上が課題となっている。

地域に必要な医療を確保するため、県は、医療関係者、行政、住民等の医療提供体制を構築する各主体との調整を行い、保健医療対策を取りまとめ、実行する役割を担う。

ア 医師の確保については、自治医科大学の活用、地域枠に対応した奨学金制度、大学と連携した寄附講座の設置等の対策に引き続き努める。

また、地域枠選抜出身医師や自治医科大学卒業医師をはじめ地域に根ざした医師を育て、定着率を上げるための方策として、医師の育成過程等において地域医療に動機付けする取り組みや、地域医療を担う医師が安心して勤務・生活できるキャリアパスの構築を推進する。

看護師の確保については、ナースセンター事業等を推進して潜在看護師の活用を図るほか、院内保育施設の充実や勤務環境の整備などを促進する。また、新人看護職員研修事業や、実習指導者講習会事業、訪問看護管理者研修事業など、看護の資質向上の推進を図り、看護職員の確保と県内定着を図る。

イ 過疎地域における医療提供体制については、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、地元医師会・保健所等との連携、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICTの活用等により、へき地医療拠点病院やへき地診療所等を地域全体で支援する仕組みづくりに努める。

また、へき地医療支援機構は、へき地診療所に勤務する医師等の支援機能等、代診医等の派遣調整を的確に行うことが最大の任務であり、さらなる機能強化を図る。

ウ 過疎地域における医療の質の向上を図るため、医師、看護職員等の医療従事者の研修、特殊診療科の併設、専門の異なる医師の複数配置等を促進し、診療所機能の高度化に努めるとともに、患者ニーズの高度化・多様化に対応するため、患者の生活の質の向上や高齢者、身体障がい者に配慮した施設づくりに努める。



## (2) へき地医療対策

- ア 医療に恵まれない地域住民へ医療を提供するため、引き続きへき地診療所の整備及び運営費の補助等に努め、現行の整備・施設設備の充実を目指すほか、へき地に従事する医師に対する研修の実施や技術指導・援助等を行うことによりへき地医療拠点病院の拡充と地域住民の医療の確保を図る。
- イ 令和元年の調査では、県内の過疎地域に無医地区が7地区、無歯科医地区が26地区あるため、保健所が行う無歯科医地区学童巡回保健指導事業の実施、離島地域を対象とした済生会診療船による巡回診療の支援を引き続き推進する。
- ウ 療養を必要とする無医地区等の住民に対する通院手段の確保、医師の派遣又は往診のため、今後、市町を単位としたへき地患者輸送車などの整備促進を図るほか、情報通信技術による診療支援やへりの活用も検討し、へき地医療拠点病院の整備充実とへき地診療所に対する支援に努める。

## 9 教育の振興

### (1) 教育の振興の方針

教育水準の向上については、耐震化を含めた良好な教育環境を確保するため、教育施設、体育施設、情報ネットワーク等の設備の充実を図るとともに、児童生徒の通学条件の整備や教職員住宅等、教育諸条件の整備に十分配慮する。

また、地域の特性を生かした生涯学習を推進するとともに、最新の情報通信技術を活用して学習機会の提供を図るなど、学習機会の地域間格差の是正に努めるほか、地域の力による安全な学校づくりの取り組みや地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用についても推進する。

### (2) 公立小中学校等の教育施設の整備等

耐震化を含めた良好な教育環境を確保するため、校舎、屋内・屋外運動場、水泳プール、学校給食施設、寄宿舎、教職員住宅等の整備充実を図る。

また、遠距離通学児童生徒のためのスクールバス、スクールボート等の整備を図るとともに、遠距離通学児童生徒の通学費については、国の補助制度を活用するほか、県単独の過疎・離島地域遠距離通学援助事業を引き続き実施する。

さらに、小規模校における教育は、その特殊事情にかんがみ、これに必要な校舎、屋内運動場などの整備充実を図り、教育環境の改善に配慮する。

なお、学校施設等については、世代を超えた地域住民の交流を促進するとともに、多様な住民ニーズに対応するために、運動場への照明施設の設置を図るなど、地域活動等の場として活用できるよう配慮するほか、廃校となった施設等についても、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、福祉施設や都市との交流拠点、子供の体験活動のフィールドとしての再整備等の有効活用を図る。

### (3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等

地域住民の自主的な活動や社会教育の中心となる施設として、集会所を身近な日常生活単位に整備するとともに、住民の健康保持及び親睦を深めるために多目的広場やレクリエーション施設等の整備を図る。

また、住民の多様化する学習内容に対処できるよう、愛媛県生涯学習センター等を拠点にして、公民館をはじめ、地域の教育・文化施設等と連携し、指導者の養成等を

図り、社会に還元できる生涯学習事業を推進するほか、図書館では、地域の知の情報拠点として、自館資料はもとより、愛媛県立図書館横断検索システムをはじめとする県内図書館の相互ネットワークを活用し、多様な住民の要望に対応するとともに、地域における課題解決の支援に努める。

さらに、平成29年開催の国民体育大会のために整備した施設を活用するとともに、高齢化の進展を踏まえ、地域住民のライフステージに応じ、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりを行えるよう、総合型地域スポーツクラブなど、様々な組織が活動しやすい環境を整備する。

なお、体育施設の適正配置を進めるとともに、地域の実情に即した体育施設の効率的な運営のため、施設の相互利用や施設のネットワーク化などを図る。

その他、都市の小中学校生による農山漁村における長期宿泊体験活動等の交流事業などにも取り組む。

## 10 地域文化の振興等

### (1) 地域文化の振興等の方針

文化水準の向上については、地域の人々の心を豊かにし、誇りと愛着を持てる個性豊かなふるさとづくりを進めるため、地域の歴史と風土から生まれた伝統文化を生かしながら、新しい地域文化を創造する。

特に、民話や民謡などの伝承活動、祭りなどの伝統行事への住民参加を促進し、地域に伝わる文化の継承に努め、それぞれの地域の貴重な歴史的、文化的資源の保存と活用について、住民に対する意識啓発や活動支援に取り組むとともに、それらを生かした特色あるイベントの創出、他地域のさまざまな文化との多様な交流を促進する。

また、伝統文化を次世代に継承していくため、調査等による実態把握・記録・価値の再評価を行うほか、学校教育や社会教育と連携し、観賞・学習機会を充実するとともに、小学校のクラブ活動や中学校の部活動等も活用しながら、若者自らが地域文化の担い手になれる機会を作り、若年層への普及・継承を図り、さらに、伝統文化活動を行う団体を支援し、後継者の育成を図る。

さらに、文化面における都市住民との格差の是正を図るため、国内外の優れた芸術鑑賞機会を拡充するなど、地域の文化活動の拠点となる各種施設の有効活用に努めるとともに、発表機会の充実などにより地域住民の文化活動の支援を促進する。

### (2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

地域の文化財や自然、産業遺産等の歴史的価値のある資源を活用した観光・学術・文化交流を促進する。

また、市町の文化ホール、歴史民俗資料館等の機能充実に努めるとともに、役割分担や地域バランス等を十分検討したうえで、地域において伝承されてきた文化財や歴史的遺産を保存・活用して、地域文化の振興を図るための施設等を整備する。

## 11 集落の整備

### (1) 集落の整備の方針

過疎集落は、豊かな自然環境の中で暮らしを営み、都市にはない価値を提供している一方で、高齢化の進行等により、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加しており、医療や福祉対策、日常生活機能の確保及び空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化し、暮らしを守る新たな仕組みを必要とする状況が生まれている。

このような過疎集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、条件不利性の改善から機能の再編に至る総合的な取組みを推進することにより、住民が安心して暮らし続けることができる環境づくりを促進し、過疎集落の維持及び活性化を図る。

人々が集落に移り住み、住み続けるために、地域資源を活かした仕事づくり、教育の魅力化、情報通信基盤の整備、公共交通や医療の確保のほか、人と地域のつながりの創出など、人口流出の防止と移住者の受け入れの両面で集落の整備と居住環境の向上に取り組む。

また、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、定住自立圏や連携中枢都市圏といった枠組みを活かした市町間の多様な広域連携を推進するとともに、弱体化する集落の生活及び生産等の機能を保持するため、集落ネットワーク圏の形成等を図り、生活支援や生業の創出等の地域課題の解決に資する取組みを支援する。

さらに、集落が持つ豊かな個性の伸長と集落の機能強化を支援するため、地域が抱える課題に住民主体で対応する仕組みづくりと集落運営を促進し、持続可能な集落づくりを加速化することにより、取組みの一層の充実・深化につなげ、活力あふれる「先進的な少数社会」の形成を目指す。

### (2) 集落の再編整備と維持・活性化

国全体で人口減少が加速化する中、それを前提とした集落づくりを進めるためには、地域資源を高度に活用し、都市にはない価値を蓄積・継承しながら、集落活動を維持・活性化するための新たな仕組みが求められる。

このため、過疎地域持続的発展支援交付金等の国事業を活用し、次世代を生きる地域人材の育成、ICT技術の活用による地域課題への対応、集落の機能再編、遊休施設を再活用した地域振興、集落ネットワーク圏の形成など地域の個性を生かした取組みを推進し、持続的に発展する集落の再編整備を行う。

また、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した地域で働き続ける仕組みの導入

など地域の働き手の確保を図るほか、豊かな自然環境や多様な食文化などの地域資源を活用した仕事の創出を推進する。

集落に必要な生活機能等を確保するためにも、市町間での広域連携の取組みを進展させ、定住の受け皿を形成するとともに、地域公共交通の確保や教育環境の整備など生活関連機能サービスの向上を行うことにより、住民が安心して快適な暮らしを営んでいける環境づくりを進める。

さらに、住民自らが集落の課題を洗い出し、集落の問題を自らの課題として捉え、集落の将来像を描きながら、住民主体による地域づくりを進めていけるよう、市町と連携しながら、集落の維持・活性化を目指し、地域住民が主体となり、目標を設定して、その達成に向けて積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取組みを支援するほか、複数集落の連携など活動規模の拡大と機能強化を図るとともに、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の導入など、地域おこし協力隊ネットワークを活用しながら、過疎集落を維持・活性化させるための人材力の強化を図る。

このほか、時代のニーズに対応し、自らの創意工夫による地域の持続的発展に向けて、市町や過疎集落の主体的な取組みを支援し、地域の暮らしを支える環境整備と官民協働での地域運営の新たな仕組みづくりを促進する。

加えて、地域政策課題に対する政策研究と持続的なまちづくり活動への支援の機能を持つ「公益財団法人えひめ地域政策研究センター」を地域づくりよろず相談所として機能の集積と強化を図り、多様化・高度化する集落対策への支援充実に向けた役割を果たす。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

本県から排出される温室効果ガスの9割以上は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼により発生・排出される二酸化炭素（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）が占めており、その削減のためには、省エネ性能の高い機器や設備への更新等による、エネルギー消費量の削減のみならず、再生可能エネルギーの利用等による、エネルギーの低炭素化を進めていくことが、必要不可欠である。

特に、県民の暮らしや経済活動との調和を図りつつ、持続的に脱炭素社会の実現を目指す本県において、太陽光や風力のほか、森林等の木質バイオマスや農業用水路の小水力など、過疎地域に豊富に存在する自然の資源を有効活用することで、地域の低炭素化のみならず、過疎地域の経済活性化や、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にも繋がることから、地域特性を活かした多様な再生可能エネルギー等の導入促進を図り、地域の持続的発展を目指す。

### (2) 再生可能エネルギーの利用推進及び導入促進を図るための対策

再生可能エネルギーは、出力の安定性や導入・運用に係るコスト、地域との調和等の課題があるものの、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、過疎地域における地域特性を踏まえた再生可能エネルギー等を利活用したまちづくりを推進し、地域全体として二酸化炭素排出量や化石燃料の使用量を減らすとともに、自立・分散型のエネルギーシステムによる災害に強く持続可能な地域の構築していくことが求められる。

このため、国の支援制度等を活用して過疎地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、関係自治体や企業、大学等と連携・協力して技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化を図り、過疎地域において再生可能エネルギーの利用及び導入が促進される環境整備に努める。

#### ア 地域と共生した太陽光・風力発電等の導入促進

地域との共生を図りながら、太陽光・太陽熱や風力などの自然エネルギー等の導入促進を図り、化石燃料の使用削減を図るとともに、夜間や天候不順に備えた蓄電池の導入促進を図ることにより、自立・分散型のエネルギーシステムの構築を目指す。

イ 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、比較的導入の進んでいない小水力発電や各種バイオマス発電などの導入を促進する。

ウ 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、廃棄物のエネルギー利用や地域のバイオマス資源である使用済み天ぷら油等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図る。



# 過疎地域の概要

別表 1 過疎市町の現況

区分	項目	内 訳	単 位	過疎市町	県	過疎/県	備 考
人口等の状況	土地	総面積	km <sup>2</sup>	3,737.16	5,676.15	65.8	令和3年国土地理院 (旧市町村は合併時)
	人 口	総人口	人	310,841	1,334,841	23.3	令和2年国勢調査
		世帯数	世 帯	137,170	599,941	22.9	〃
		高齢者(65歳以上)	人	129,231	434,279	29.8	〃
		若年者(15~29歳)	人	27,433	156,470	17.5	〃
		就業者数	人	148,253	601,302	24.7	令和2年国勢調査
		第1次産業	人	26,151	40,866	64.0	〃
		第2次産業	人	28,660	140,228	20.4	〃
		第3次産業	人	90,625	404,912	22.4	〃
道路・生活環境等の状況	道 路	道路実延長	km	10,307.9	18,258.8	56.5	令和2年県道路建設課
		舗装率	%	86.2	87.7	98.3	〃
		改良率	%	50.8	56.8	89.4	〃
		主要地方道舗装率	%	99.4	97.7	101.7	〃
		主要地方道改良率	%	78.7	81.5	96.6	〃
		一般県道舗装率	%	94.1	93.0	101.2	〃
		一般県道改良率	%	57.5	61.2	94.0	〃
	生活環境	水道普及率	%	95.0	93.3	101.8	令和元年県環境政策課
	高齢者福祉	特別養護老人ホーム数	箇所	62	158	39.2	令和2年県長寿介護課
	医 療	無医地区数	地区	6	7	85.7	令和元年県医療対策課
	教 育	小学校児童数	人	14,385	67,040	21.5	令和2年県義務教育課
		中学校生徒数	人	6,635	31,853	20.8	〃
		1学校当りの児童・生徒数(令和2年)	人	124	248	50.0	〃

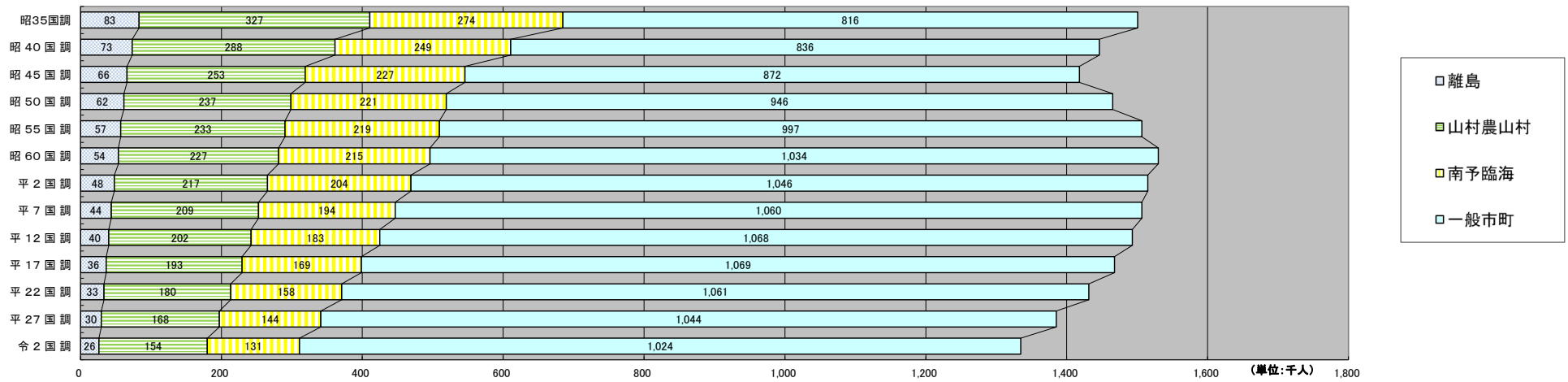
別表2

人 口 の 推 移

	昭35国調		昭40国調		昭45国調		昭50国調		昭55国調		昭60国調		平2国調		平7国調		平12国調		平17国調		平22国調		平27国調		令2国調		増減	増減	増減	増減	増減	
	人口	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	27/35	27/50	27/2	R2/S55	R2/H7
通 市 町	離島	83,125	73,432	△ 11.7	66,052	△ 10.1	61,680	△ 6.6	56,966	△ 7.6	53,881	△ 5.4	48,068	△ 10.8	43,761	△ 9.0	40,149	△ 8.3	36,470	△ 9.2	33,348	△ 8.6	29,520	△ 11.5	26,126	△ 11.5	△ 64.5	△ 52.1	△ 38.6	△ 54.1	△ 40.3	
	山村	327,466	287,927	△ 12.1	252,978	△ 12.1	237,024	△ 6.3	233,387	△ 1.5	227,347	△ 2.6	217,371	△ 4.4	208,832	△ 3.9	201,979	△ 3.3	192,921	△ 4.5	179,923	△ 6.7	167,635	△ 6.8	153,921	△ 8.2	△ 48.8	△ 29.3	△ 22.9	△ 34.0	△ 26.3	
	農山村	274,181	249,355	△ 9.1	226,761	△ 9.1	220,680	△ 2.7	219,230	△ 0.7	215,008	△ 1.9	203,656	△ 5.3	194,074	△ 4.7	182,714	△ 5.9	169,439	△ 7.3	157,523	△ 7.0	143,944	△ 8.6	130,794	△ 9.1	△ 47.5	△ 34.8	△ 29.3	△ 40.3	△ 32.6	
	南予																															
	臨海																															
計	684,772	610,714	△ 10.8	545,791	△ 10.6	519,364	△ 4.8	509,583	△ 1.9	496,236	△ 2.6	469,095	△ 5.5	446,667	△ 4.8	424,842	△ 4.9	398,830	△ 6.1	370,794	△ 7.0	341,099	△ 8.0	310,841	△ 8.9	△ 50.2	△ 34.3	△ 27.3	△ 39.0	△ 30.4		
一般市町	815,915	835,670	2.4	872,333	4.4	945,851	8.4	997,054	5.4	1,033,747	3.7	1,045,930	1.2	1,060,033	1.3	1,068,250	0.8	1,068,985	0.1	1,060,699	△ 0.8	1,044,163	△ 1.6	1,024,000	△ 1.9	28.0	10.4	△ 0.2	2.7	△ 3.4		
全 県	1,500,687	1,446,384	△ 3.6	1,418,124	△ 2.0	1,465,215	3.3	1,506,637	2.8	1,529,983	1.5	1,515,025	△ 1.0	1,506,700	△ 0.5	1,493,092	△ 0.9	1,467,815	△ 1.7	1,431,493	△ 2.5	1,385,262	△ 3.2	1,334,841	△ 3.6	△ 7.7	△ 5.5	△ 8.6	△ 11.4	△ 11.4		

38

県全体の人口の推移(地域別内訳)



(単位:千人)

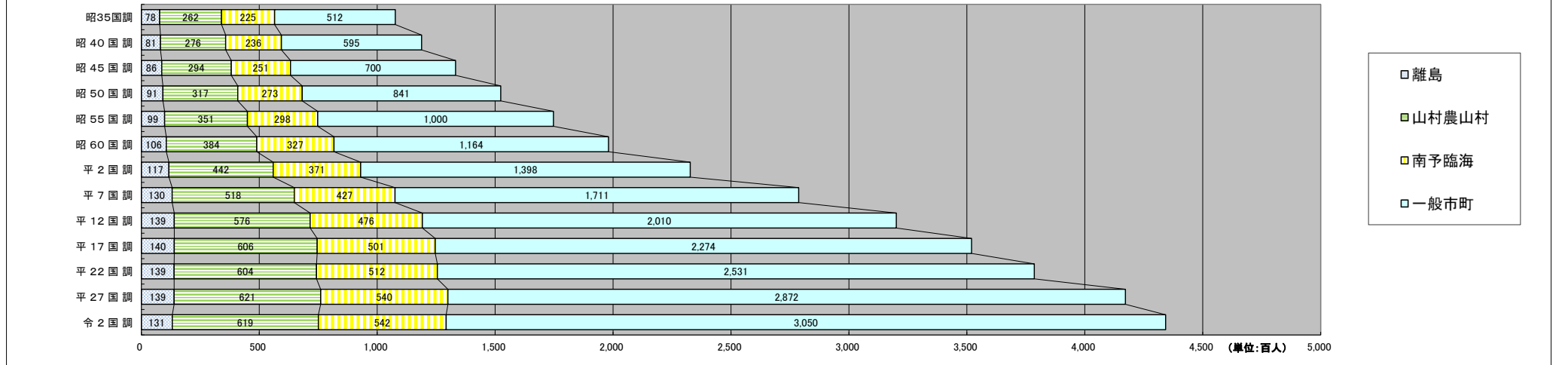
別表3

高齢者(65歳以上)人口の推移

	昭35国調		昭40国調		昭45国調		昭50国調		昭55国調		昭60国調		平2国調		平7国調		平12国調		平17国調		平22国調		平27国調		令2国調		増減	増減	増減	増減	増減
	人口	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	27/35	27/50	27/2	R2/S55
通 市 町	離島	7,779 (9.4)	8,096 (11.0)	4.1	8,644 (13.1)	6.8	9,130 (14.8)	5.6	9,863 (17.3)	8.0	10,554 (19.6)	7.0	11,698 (24.3)	10.8	13,046 (29.8)	11.5	13,927 (34.7)	6.8	13,961 (38.3)	0.2	13,894 (41.7)	△ 0.5	13,872 (47.0)	△ 0.2	13,088 (50.1)	△ 5.7	78.3	51.9	18.6	32.7	0.3
	山村	26,203 (8.0)	27,643 (9.6)	5.5	29,442 (11.6)	6.5	31,742 (13.4)	7.8	35,085 (15.0)	10.5	38,395 (16.9)	9.4	44,184 (20.3)	15.1	51,798 (24.8)	17.2	57,620 (28.5)	11.2	60,569 (31.4)	5.1	60,356 (33.5)	△ 0.4	62,128 (37.1)	2.9	61,935 (40.2)	△ 0.3	137.1	95.7	40.6	76.5	19.6
	農山村	22,487 (8.2)	23,615 (9.5)	5.0	25,113 (11.1)	6.3	27,336 (12.4)	8.9	29,831 (13.6)	9.1	32,705 (15.2)	9.6	37,066 (18.2)	13.3	42,717 (22.0)	15.2	47,565 (26.0)	11.3	50,054 (29.5)	5.2	51,247 (32.5)	2.4	53,967 (37.5)	5.3	54,208 (41.4)	0.4	140.0	97.4	45.6	81.7	26.9
	南予	56,469 (8.2)	59,354 (9.7)	5.1	63,199 (11.6)	6.5	68,208 (13.1)	7.9	74,779 (14.7)	9.6	81,654 (16.5)	9.2	92,948 (19.8)	13.8	107,561 (24.1)	15.7	119,112 (28.0)	10.7	124,584 (31.2)	4.6	125,497 (33.8)	0.7	129,967 (38.1)	3.6	129,231 (41.6)	△ 0.6	130.2	90.5	39.8	72.8	20.1
	臨海	51,173 (6.3)	59,470 (7.1)	16.2	70,013 (8.0)	17.7	84,136 (8.9)	20.2	99,950 (10.0)	18.8	116,390 (11.3)	16.4	139,778 (13.4)	20.1	171,130 (16.1)	22.4	200,966 (18.8)	17.4	227,406 (21.3)	13.2	253,094 (23.9)	11.3	287,219 (27.5)	13.5	305,048 (29.8)	6.2	461.3	241.4	105.5	205.2	78.3
計	107,642 (7.2)	118,824 (8.2)	10.4	133,212 (9.4)	12.1	152,344 (10.4)	14.4	174,729 (11.6)	14.7	198,044 (12.9)	13.3	232,726 (15.4)	17.5	278,691 (18.5)	19.8	320,078 (21.4)	14.9	351,990 (24.0)	10.0	378,591 (26.4)	7.6	417,186 (30.1)	10.2	434,279 (32.5)	4.1	287.6	173.8	79.3	148.5	55.8	
一般市町	107,642 (7.2)	118,824 (8.2)	10.4	133,212 (9.4)	12.1	152,344 (10.4)	14.4	174,729 (11.6)	14.7	198,044 (12.9)	13.3	232,726 (15.4)	17.5	278,691 (18.5)	19.8	320,078 (21.4)	14.9	351,990 (24.0)	10.0	378,591 (26.4)	7.6	417,186 (30.1)	10.2	434,279 (32.5)	4.1	287.6	173.8	79.3	148.5	55.8	

39

県全体の高齢者(65歳以上)人口の推移(地域別内訳)

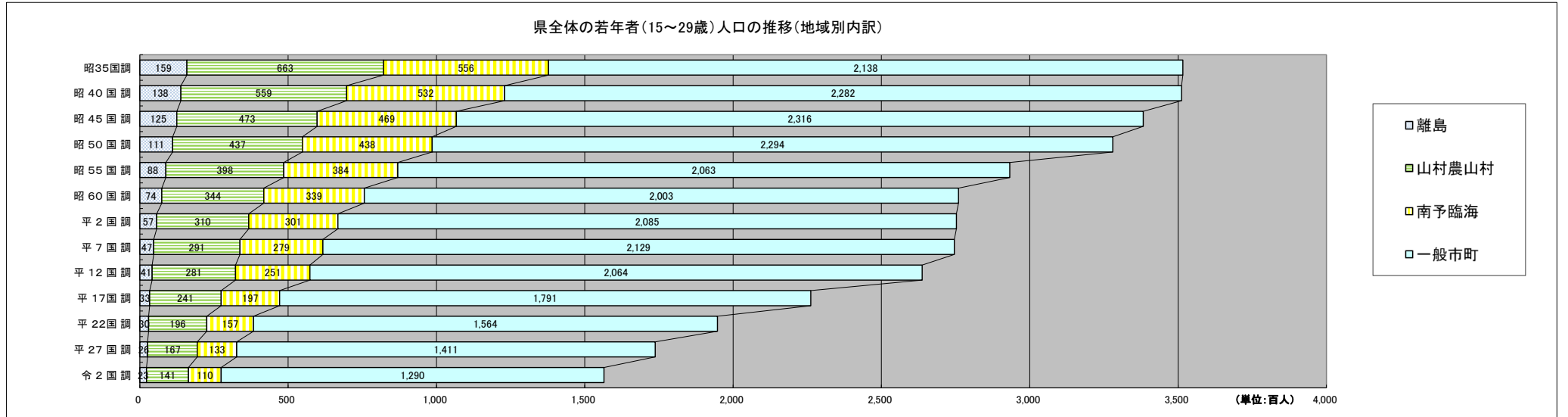


別表 4

若 年 者 ( 1 5 ~ 2 9 歳 ) 人 口 の 推 移

	昭35国調		昭40国調		昭45国調		昭50国調		昭55国調		昭60国調		平2国調		平7国調		平12国調		平17国調		平22国調		平27国調		令2国調		増減	増減	増減	増減	増減
	人口	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	人口	増減	27/35	27/50	27/2	R2/S55
通 市 町	離島	15,867 (19.1)	13,835 (18.8)	△ 12.8	12,482 (18.9)	△ 9.8	11,081 (18.0)	△ 11.2	9,781 (15.4)	△ 20.8	7,411 (13.8)	△ 15.6	5,675 (11.8)	△ 23.4	4,691 (10.7)	△ 17.3	4,139 (10.3)	△ 11.8	3,303 (9.1)	△ 20.2	2,956 (8.9)	△ 10.5	2,627 (8.9)	△ 11.1	2,251 (8.6)	△ 14.3	△ 83.4	△ 76.3	△ 53.7	△ 74.4	△ 52.0
	山村	66,283 (20.2)	55,913 (19.4)	△ 15.6	47,308 (18.7)	△ 15.4	43,723 (18.4)	△ 7.6	39,757 (17.0)	△ 9.1	34,384 (15.1)	△ 13.5	31,029 (14.3)	△ 9.8	29,066 (13.9)	△ 6.3	28,139 (13.9)	△ 3.2	24,105 (12.5)	△ 14.3	19,831 (10.9)	△ 18.8	16,746 (10.0)	△ 14.7	14,142 (9.2)	△ 15.5	△ 74.7	△ 61.7	△ 46.0	△ 64.4	△ 51.3
	農山村	55,622 (20.3)	53,231 (21.3)	△ 4.3	46,910 (20.7)	△ 11.9	43,762 (19.8)	△ 6.7	38,408 (17.5)	△ 12.2	33,876 (15.8)	△ 11.8	30,065 (14.8)	△ 11.2	27,940 (14.4)	△ 7.1	25,051 (13.7)	△ 10.3	19,692 (11.6)	△ 21.4	15,700 (10.0)	△ 20.3	13,297 (9.2)	△ 15.3	11,040 (8.4)	△ 17.0	△ 76.1	△ 69.6	△ 55.8	△ 71.3	△ 60.5
	南予	137,772 (20.1)	122,979 (20.1)	△ 10.7	106,700 (19.5)	△ 13.2	98,566 (19.0)	△ 7.6	86,946 (17.1)	△ 11.8	75,671 (15.2)	△ 13.0	66,769 (14.2)	△ 11.8	61,697 (13.8)	△ 7.6	57,329 (13.5)	△ 7.1	47,100 (11.8)	△ 17.8	38,287 (10.3)	△ 18.7	32,670 (9.6)	△ 14.7	27,433 (8.8)	△ 16.0	△ 76.3	△ 66.9	△ 51.1	△ 68.4	△ 55.5
	臨海	213,841 (26.2)	228,197 (27.3)	6.7	231,576 (26.5)	1.5	229,427 (24.3)	△ 0.9	208,298 (20.7)	△ 10.1	200,304 (19.4)	△ 2.9	208,509 (19.9)	4.1	212,881 (20.1)	2.1	206,391 (19.3)	△ 3.0	179,087 (16.8)	△ 13.2	156,410 (14.7)	△ 12.7	141,053 (13.5)	△ 9.8	129,037 (12.6)	△ 8.5	△ 34.0	△ 38.5	△ 32.4	△ 37.5	△ 39.4
計	351,613 (23.4)	351,176 (24.3)	△ 0.1	338,276 (23.9)	△ 3.7	327,993 (22.4)	△ 3.0	293,244 (19.5)	△ 10.6	275,975 (18.0)	△ 5.9	275,278 (18.2)	△ 0.3	274,578 (18.2)	△ 0.3	263,720 (17.7)	△ 4.0	226,187 (15.4)	△ 14.2	194,697 (13.6)	△ 13.9	173,723 (12.5)	△ 10.8	156,470 (11.7)	△ 9.9	△ 50.6	△ 47.0	△ 36.9	△ 46.6	△ 43.0	
一般市町	213,841 (26.2)	228,197 (27.3)	6.7	231,576 (26.5)	1.5	229,427 (24.3)	△ 0.9	208,298 (20.7)	△ 10.1	200,304 (19.4)	△ 2.9	208,509 (19.9)	4.1	212,881 (20.1)	2.1	206,391 (19.3)	△ 3.0	179,087 (16.8)	△ 13.2	156,410 (14.7)	△ 12.7	141,053 (13.5)	△ 9.8	129,037 (12.6)	△ 8.5	△ 34.0	△ 38.5	△ 32.4	△ 37.5	△ 39.4	
全 県	351,613 (23.4)	351,176 (24.3)	△ 0.1	338,276 (23.9)	△ 3.7	327,993 (22.4)	△ 3.0	293,244 (19.5)	△ 10.6	275,975 (18.0)	△ 5.9	275,278 (18.2)	△ 0.3	274,578 (18.2)	△ 0.3	263,720 (17.7)	△ 4.0	226,187 (15.4)	△ 14.2	194,697 (13.6)	△ 13.9	173,723 (12.5)	△ 10.8	156,470 (11.7)	△ 9.9	△ 50.6	△ 47.0	△ 36.9	△ 46.6	△ 43.0	

40



別表5

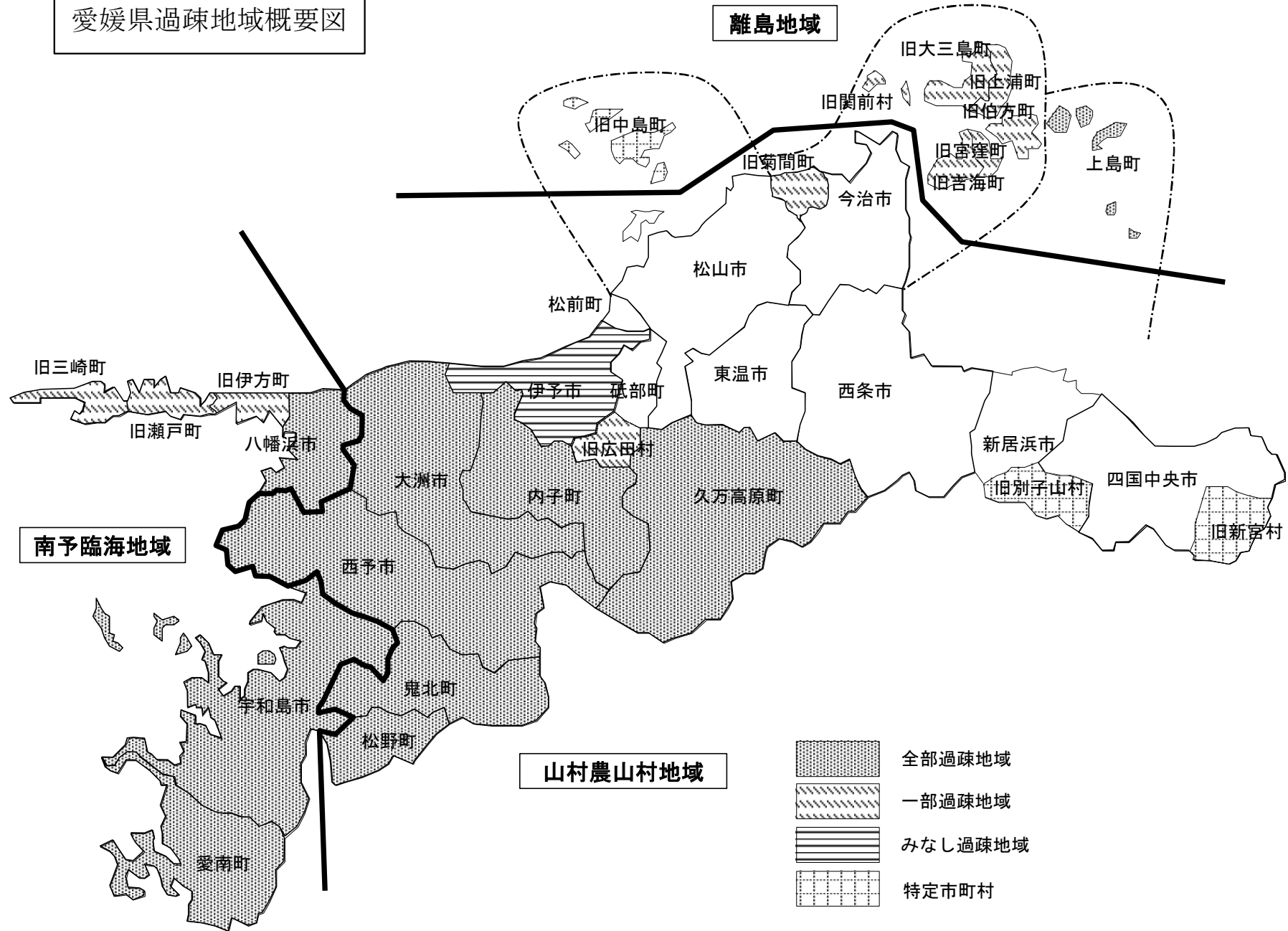
過疎市町別の人口推移

	地域区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		27/35	27/50	27/2	R2/S55	R2/H7
		人口(人)	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	
松山市 (旧中島町) ※特定市町村	離島	16,188	13,945	△ 13.7	11,837	△ 15.1	10,461	△ 11.8	10,035	△ 4.1	9,183	△ 8.5	8,114	△ 11.8	7,195	△ 11.3	6,340	△ 11.9	5,427	△ 14.4	4,825	△ 14.8	3,881	△ 16.1	3,208	△ 17.3	△ 76.0	△ 62.9	△ 52.2	△ 68.0	△ 55.4	
今治市 (旧南間町、吉海町、 宮原町、松方町、 上達町、大三島町、 原直村)	離島、 山村農山村 (旧南間町)	64,202	56,492	△ 12.0	51,073	△ 9.6	47,671	△ 6.7	44,196	△ 7.3	42,000	△ 5.0	38,270	△ 8.9	35,345	△ 7.6	32,845	△ 7.1	30,108	△ 8.3	27,657	△ 8.1	24,356	△ 11.9	21,582	△ 11.4	△ 62.1	△ 48.9	△ 36.4	△ 51.2	△ 38.9	
宇和島市	南予臨海	132,146	122,042	△ 7.6	111,648	△ 8.5	109,479	△ 1.9	110,920	1.3	110,194	△ 0.7	105,030	△ 4.7	100,776	△ 4.1	95,641	△ 5.1	89,444	△ 6.5	84,210	△ 5.9	77,465	△ 8.0	70,809	△ 8.6	△ 41.4	△ 29.2	△ 26.2	△ 36.2	△ 29.7	
八幡浜市	南予臨海	67,173	62,715	△ 6.6	58,545	△ 6.6	56,964	△ 2.7	55,757	△ 2.1	53,622	△ 3.8	50,271	△ 6.2	47,410	△ 5.7	44,206	△ 6.8	41,264	△ 6.7	38,370	△ 7.0	34,951	△ 8.9	31,987	△ 8.5	△ 48.0	△ 38.6	△ 30.5	△ 42.6	△ 32.5	
新居浜市 (旧別子山村) ※特定市町村	山村農山村	1,816	1,734	△ 4.5	959	△ 44.7	403	△ 58.0	397	△ 1.5	356	△ 10.3	318	△ 10.7	319	0.3	277	△ 13.2	205	△ 28.0	173	△ 15.6	161	△ 6.9	142	△ 11.8	△ 91.1	△ 60.0	△ 49.4	△ 64.2	△ 55.5	
大洲市	山村農山村	72,480	65,390	△ 9.8	58,755	△ 10.1	56,996	△ 3.0	57,014	0.0	57,263	0.4	55,766	△ 2.6	53,850	△ 3.4	52,762	△ 2.0	50,786	△ 3.7	47,157	△ 7.1	44,086	△ 6.5	40,575	△ 8.0	△ 39.2	△ 22.7	△ 20.9	△ 28.8	△ 24.7	
伊予市	山村農山村	49,106	45,526	△ 7.3	42,612	△ 6.4	41,537	△ 2.5	42,842	3.1	42,306	△ 1.3	41,516	△ 1.9	41,064	△ 1.1	40,505	△ 1.4	39,493	△ 2.5	38,017	△ 3.7	36,827	△ 3.1	35,133	△ 4.6	△ 25.0	△ 11.3	△ 11.3	△ 18.0	△ 14.4	
四国中央市 (旧新宮村) ※特定市町村	山村農山村	5,783	4,811	△ 16.8	3,567	△ 25.9	2,836	△ 20.5	2,450	△ 13.6	2,336	△ 4.7	2,380	1.9	2,003	△ 15.8	1,808	△ 9.7	1,585	△ 12.3	1,363	△ 14.0	1,091	△ 20.0	845	△ 22.5	△ 81.1	△ 61.5	△ 54.2	△ 65.5	△ 57.8	
西予市	山村農山村	79,525	69,278	△ 12.9	61,009	△ 11.9	57,528	△ 5.7	56,175	△ 2.4	54,804	△ 2.4	51,893	△ 5.3	49,022	△ 5.5	47,217	△ 3.7	44,948	△ 4.8	42,080	△ 6.4	38,919	△ 7.5	35,388	△ 9.1	△ 51.1	△ 32.3	△ 25.0	△ 37.0	△ 27.8	
上島町	離島	14,761	13,996	△ 5.2	13,572	△ 3.0	13,645	0.5	12,869	△ 7.2	12,113	△ 4.4	10,442	△ 13.8	9,380	△ 10.2	8,605	△ 8.3	8,098	△ 5.9	7,648	△ 5.6	7,135	△ 6.7	6,509	△ 8.8	△ 51.7	△ 47.7	△ 31.7	△ 48.6	△ 30.6	
久万高原町	山村農山村	32,896	27,582	△ 16.2	21,432	△ 22.3	18,014	△ 15.9	16,225	△ 9.9	14,760	△ 9.0	13,313	△ 9.8	12,781	△ 4.0	11,887	△ 7.0	10,946	△ 7.9	9,644	△ 11.9	8,447	△ 12.4	7,404	△ 12.3	△ 74.3	△ 53.1	△ 36.6	△ 54.4	△ 42.1	
砥部町 (旧広田村)	山村農山村	3,489	2,678	△ 22.8	2,172	△ 18.9	1,891	△ 22.1	1,500	△ 11.3	1,376	△ 8.3	1,241	△ 9.8	1,212	△ 2.3	1,114	△ 8.1	1,053	△ 5.5	852	△ 19.1	733	△ 14.0	583	△ 20.5	△ 78.9	△ 56.7	△ 40.9	△ 61.1	△ 51.9	
内子町	山村農山村	38,947	33,268	△ 14.6	29,059	△ 12.7	26,413	△ 9.1	25,336	△ 4.1	24,079	△ 5.0	22,687	△ 5.8	21,678	△ 4.4	20,782	△ 4.1	19,820	△ 5.6	18,045	△ 8.0	16,742	△ 7.2	15,322	△ 8.5	△ 57.0	△ 36.8	△ 26.2	△ 39.5	△ 29.3	
伊方町 (旧伊方町、瀬戸町、 旧三浦町)	南予臨海	30,366	25,819	△ 15.0	21,896	△ 15.2	20,392	△ 6.9	18,753	△ 8.0	17,424	△ 7.1	16,060	△ 7.8	14,787	△ 7.9	13,536	△ 8.5	12,095	△ 10.6	10,882	△ 10.0	9,626	△ 11.5	8,397	△ 12.8	△ 68.3	△ 52.8	△ 40.1	△ 55.2	△ 43.2	
松野町	山村農山村	8,475	7,038	△ 17.0	6,195	△ 12.0	5,822	△ 6.0	5,912	1.5	5,682	△ 3.9	5,325	△ 6.3	5,038	△ 5.4	4,906	△ 2.6	4,690	△ 4.4	4,377	△ 6.7	4,072	△ 7.0	3,874	△ 9.8	△ 52.0	△ 30.1	△ 23.5	△ 37.9	△ 27.1	
鬼北町	山村農山村	22,963	19,621	△ 14.6	16,788	△ 14.4	15,867	△ 6.7	15,902	△ 0.4	14,970	△ 4.1	14,174	△ 5.3	13,706	△ 3.3	13,060	△ 4.8	12,432	△ 5.0	11,633	△ 6.4	10,705	△ 8.0	9,882	△ 9.6	△ 53.4	△ 31.7	△ 24.5	△ 37.9	△ 29.4	
愛南町	南予臨海	44,496	38,779	△ 12.8	34,672	△ 10.6	33,845	△ 2.4	33,800	△ 0.1	33,766	△ 0.1	32,295	△ 4.4	31,101	△ 3.7	29,331	△ 5.7	26,636	△ 9.2	24,061	△ 9.7	21,902	△ 9.0	19,801	△ 10.5	△ 50.8	△ 35.3	△ 32.2	△ 42.0	△ 37.0	
過疎計		884,772	610,714	△ 10.8	545,791	△ 10.6	519,364	△ 4.8	509,593	△ 1.9	496,236	△ 2.6	469,095	△ 5.5	446,667	△ 4.8	424,842	△ 4.9	398,830	△ 6.1	370,794	△ 7.0	341,099	△ 8.0	310,841	△ 8.9	△ 50.2	△ 34.3	△ 27.3	△ 39.0	△ 30.4	
非過疎計		815,915	835,670	2.4	872,333	4.4	945,851	8.4	997,054	5.4	1,033,747	3.7	1,045,930	1.2	1,060,033	1.3	1,068,250	0.8	1,068,985	0.1	1,060,699	△ 0.8	1,044,163	△ 1.6	1,024,000	△ 1.9	28.0	10.4	△ 0.2	2.7	△ 3.4	
累計		1,500,687	1,446,384	△ 3.6	1,418,124	△ 2.0	1,465,215	3.3	1,506,637	2.8	1,529,983	1.5	1,515,025	△ 1.0	1,506,700	△ 0.5	1,493,092	△ 0.9	1,467,815	△ 1.7	1,431,493	△ 2.5	1,385,262	△ 3.2	1,334,841	△ 3.6	△ 7.7	△ 5.5	△ 8.6	△ 11.4	△ 11.4	

非過疎市町別人口等一覧表

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	27/35	27/50	27/2	R2/S55	R2/H7												
	人口(人)	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	人口(人)	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率												
今治市(過疎地域除)	129,614	132,322	1.2	138,845	4.2	149,146	6.7	153,622	2.7	155,774	1.0	153,234	△ 1.9	150,090	△ 2.3	147,782	△ 1.8	143,875	△ 2.6	138,875	△ 3.5	133,758	△ 3.7	130,090	△ 2.7	3.2	△ 10.3	△ 12.7	△ 15.3	△ 13.3
非過疎計	815,915	835,670	2.4	872,333	4.4	945,851	8.4	997,054	5.4	1,033,747	3.7	1,045,930	1.2	1,060,033	1.3	1,068,250	0.8	1,068,985	0.1	1,060,699	△ 0.8	1,044,163	△ 1.6	1,024,000	△ 1.9	28.0	10.4	△ 0.2	2.7	△ 3.4
過疎計	884,772	610,714	△ 10.8	545,791	△ 10.6	519,364	△ 4.8	509,593	△ 1.9	496,236	△ 2.6	469,095	△ 5.5	446,667	△ 4.8	424,842	△ 4.9	398,830	△ 6.1	370,794	△ 7.0	341,099	△ 8.0	310,841	△ 8.9	△ 50.2	△ 34.3	△ 27.3	△ 39.0	△ 30.4
累計	1,500,687	1,446,384	△ 3.6	1,418,124	△ 2.0	1,465,215	3.3	1,506,637	2.8	1,529,983	1.5	1,515,025	△ 1.0	1,506,700	△ 0.5	1,493,092	△ 0.9	1,467,815	△ 1.7	1,431,493	△ 2.5	1,385,262	△ 3.2	1,334,841	△ 3.6	△ 7.7	△ 5.5	△ 8.6	△ 11.4	△ 11.4

愛媛県過疎地域概要図



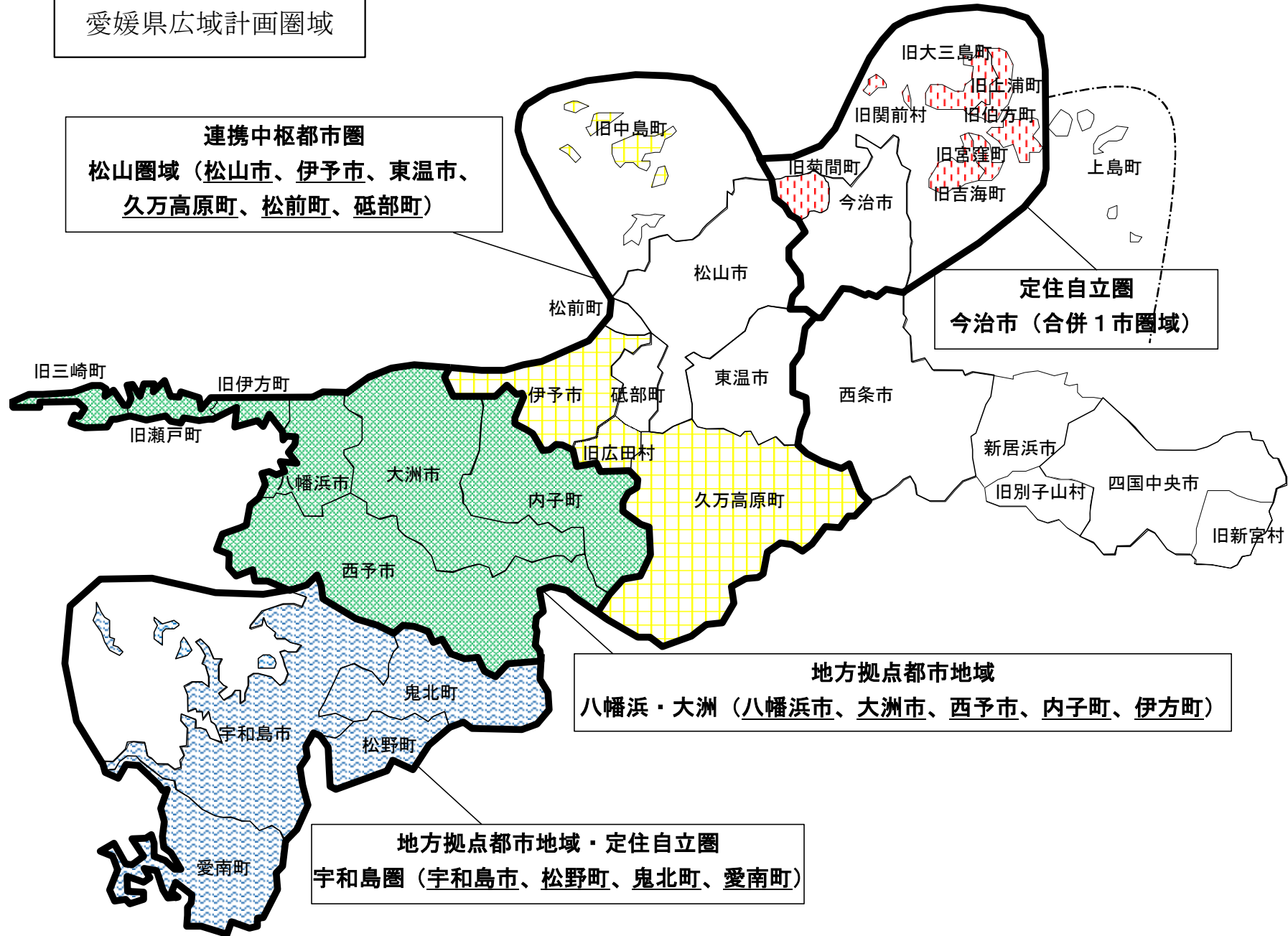
愛媛県広域計画圏域

連携中枢都市圏  
松山圏域（松山市、伊予市、東温市、  
久万高原町、松前町、砥部町）

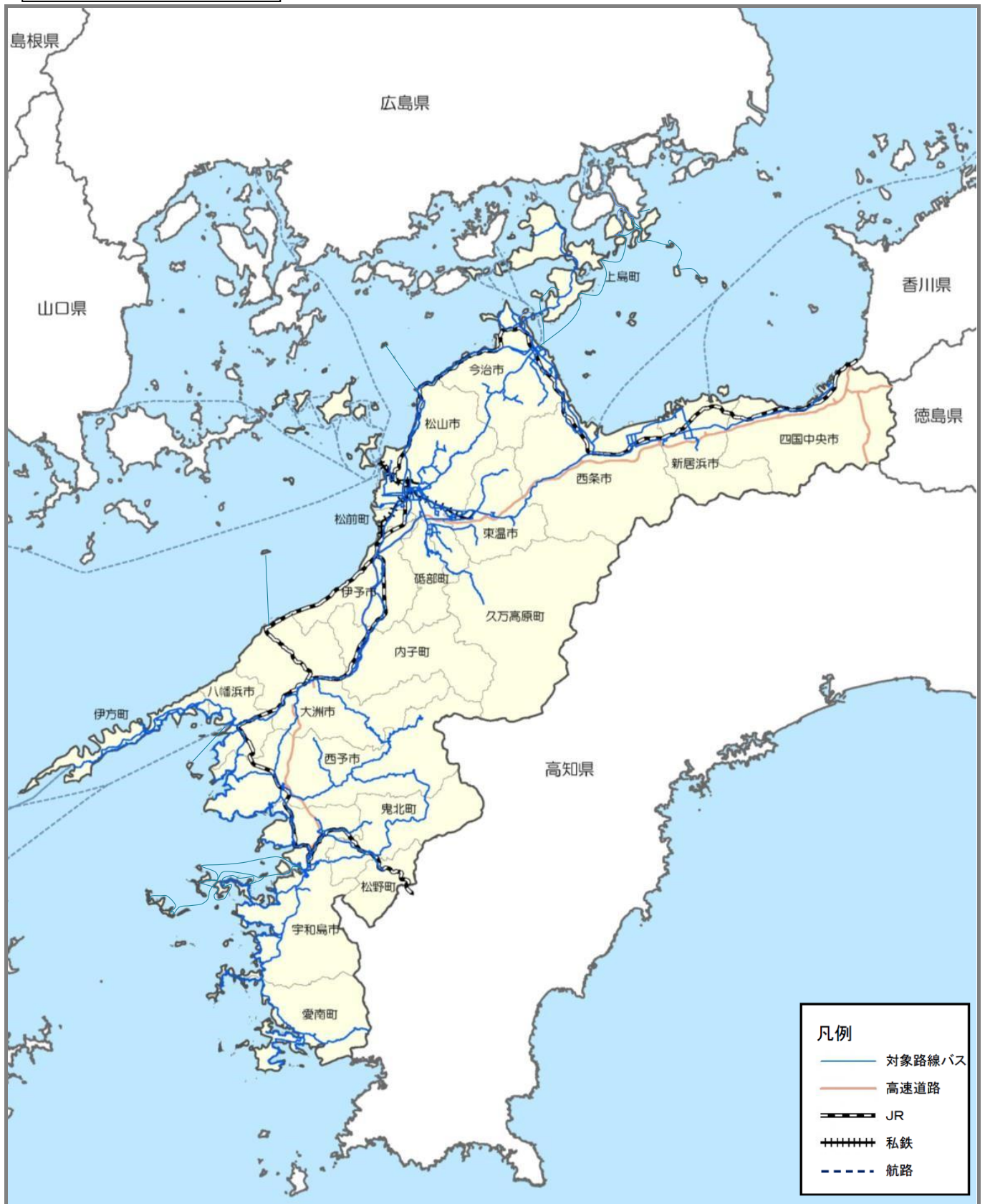
定住自立圏  
今治市（合併1市圏域）

地方拠点都市地域  
八幡浜・大洲（八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町）

地方拠点都市地域・定住自立圏  
宇和島圏（宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町）



愛媛県交通通信網



※愛媛県地域公共交通網形成計画より